

京都府国土強靱化地域計画

令和3年3月

京 都 府

目 次

はじめに	1
1 趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
第1章 京都府国土強靱化地域計画の基本的な考え方	3
1 基本目標	
2 京都府国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針	
第2章 京都府の地域特性等	6
1 地勢・成り立ち	
2 気象	
3 人口	
第3章 脆弱性評価	8
1 想定するリスク	
2 京都府における「起きてはならない最悪の事態」	
(参考) 「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果	16
第4章 国土強靱化の推進方針	67
1 国土強靱化に関する施策分野	
2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針	
第5章 計画の推進	101
1 計画の進捗管理	
2 施策の重点化	
(別紙) 施策分野別事業一覧	103

はじめに

1 趣旨

(1) これまでの経過

平成 25 年 12 月に、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）（以下「強靱化基本法」という。）が公布・施行された。

国は、国土強靱化推進本部を設置し、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を進め、平成 26 年 6 月には、強靱化基本法第 10 条に定める「国土強靱化基本計画」が策定された。また、平成 30 年 12 月には、その後頻発した災害を踏まえた脆弱性評価や重要インフラ緊急点検の結果をもとに、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が閣議決定されるとともに同計画が改定された。

さらに、令和 2 年 12 月には、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」が閣議決定され、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、取組の更なる加速化・深化を図ることとされている。

京都府においては、平成 21 年度より「京都府戦略的地震防災対策指針」及び「京都府戦略的地震防災対策プラン」を策定し、地震防災対策を推進するとともに、平成 28 年度には、平成 24 年から 3 年連続して発生した大規模な浸水被害を踏まえ「災害からの安全な京都づくり条例（平成 28 年京都府条例第 41 号）」を制定し安心・安全な京都づくりを進めており、この取組に合わせ、平成 28 年 11 月に強靱化基本法第 13 条に基づく計画として「京都府国土強靱化地域計画」を策定したところである。

(2) 改定の趣旨

近年の気候変動等に伴い、平成 30 年 7 月豪雨や令和元年台風第 19 号等、これまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害・風水害が頻発・激甚化する中で、地域で助け合いながら避難行動を行う体制の構築、わかりやすい避難の呼びかけや避難情報を発令するタイミング等の課題が顕在化した。また、今後 30 年以内の南海トラフ地震や直下型地震の発生の可能性が高まっていることや熊本地震等で発生した甚大な被害等から得られた教訓を踏まえ

て、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められている。さらに世界規模で新型コロナウイルス感染症が大流行し、日本でも医療崩壊の危機に対し緊急事態宣言が発出されるとともに、避難所で新型コロナウイルス感染拡大が発生するなど、これまで想定していなかった新たなリスクも発生している。そのため、国土強靱化の取組は引き続き喫緊の課題である。

また、長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤である社会資本の老朽化対策が極めて大きな課題となっていることから、これによって社会生活や経済が機能不全に陥ることのないように、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めることも急務である。

さらに、防災・減災、国土強靱化の取組をより効率的に進めるためには、近年急速に開発が進むデジタル技術の活用等が不可欠である。

京都府国土強靱化地域計画策定から5年が経過し、これまでの取組を点検するとともに、近年の災害や新たなリスクから得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化、国の動向なども踏まえつつ、本計画の改定を行うこととする。

なお、本計画が今後の研究成果や国における議論等を踏まえたものとなるよう、適宜見直しを行っていくものとする。

2 計画の位置づけ

京都府国土強靱化地域計画は、強靱化基本法第13条に規定する国土強靱化地域計画として策定するものであり、京都府の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとして位置づけるものである。

そのため、府政運営の指針である「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」及び京都府地域防災計画、京都府戦略的地震防災対策指針等の国土強靱化に係る計画との調和を図ることとする。

3 計画期間

概ね10年後を見据えつつ、5年間を推進期間とする。

第1章 京都府国土強靱化地域計画の基本的な考え方

1 基本目標

災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なるものであることから、府民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下「大規模自然災害等」という。）の様々な危機を直視して、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として本計画を推進することとする。

- ① 人命の保護が最大限に図られること。
- ② 府内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- ③ 府民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ④ 迅速な復旧復興に資すること。

2 京都府国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりという国土強靱化の理念を踏まえるとともに、府内で平成24年度から3年連続して発生した大規模な浸水被害のほか、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年大阪北部地震、平成30年7月豪雨及び平成30年台風第21号、令和元年台風第19号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中で発生した令和2年7月豪雨等をはじめとする過去の災害から得られた教訓を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

（1）国土強靱化の取組姿勢

- ・ 京都府の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ・ 短期的な視点によらず、強靱化確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とEBPM（Evidence-based Policymaking：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。

- ・ 日本海に面した北部地域から大阪府、奈良県及び三重県に接する南部地域まで、各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い京都府づくりを進めることにより、地域の活力を高め、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ・ 京都府のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ・ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システムの視点を持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政と事業者や府民が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性、緊急性、危険性が高い場合には、国と連携して中核的な役割を果たすこと。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ・ 人口の減少等に起因する府民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ・ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ・ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ・ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人のほか、観光客その他の来訪者にも十分配慮して施策を講じること。
- 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

第2章 京都府の地域特性等

1 地勢・成り立ち

京都府は、日本列島のほぼ中央に位置し、南北に細長い形状をしている。

日本海に面する府北部地域の海岸線は変化に富むリアス式海岸で、豊富な景勝地や天然の良港に恵まれている。大部分が中山間地域である府中部地域は、府内を流れる2つの水系の一級河川が流れており（丹波山地を境に大阪湾に注ぐ淀川水系、日本海に注ぐ由良川水系）、その流域には亀岡盆地、福知山盆地をはじめとする小盆地が点在している。府南部地域では、浸水想定区域内に大都市や市街地が発達しており、桂川・宇治川・木津川の三川合流地点を要に、山城盆地が扇状に広がっている。また、京都府には23本もの天井川があり、これは全国2位の数である。

府内の山はすべて1,000メートル以下であり、活火山はない。

また、京都府には平安京以来1,200年を超える長い歴史と伝統があり、これらを活かして、世界水準の大学・研究機関、企業の集積や豊かな自然環境等、魅力的な資源・資産が多数存在している。都市としての長い歴史を持つ中、豊かな文化が育まれるとともに、古くから交通の結節点・要衝としての特性を有してきた。関西圏の中央部に位置し、首都圏が被災した場合にも、中央官庁機能のバックアップを果たしうる条件を備えている。

2 気象

京都府の気候は、そのほぼ中央に位置する丹波山地を境にして北部と南部に大別される。北部は日本海気候、南部は太平洋（瀬戸内）気候の特性をそれぞれ示す。

平均年間降水量は、北部では1,826mmと全国平均の約1,700mmを上回っている一方、南部は1,491mmである。近年では、局地的豪雨が増加し、浸水被害が発生している。

3 人口

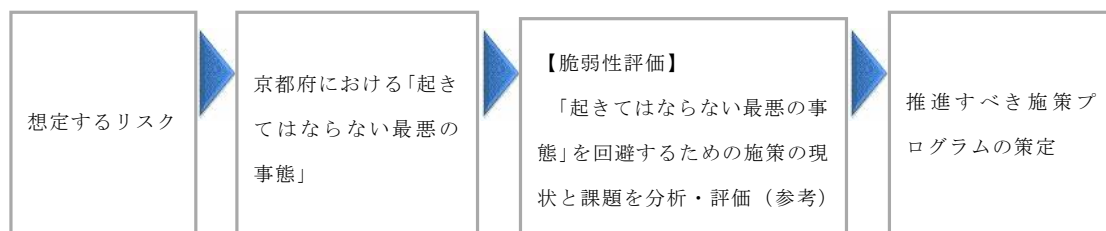
京都府の総人口は、令和3年1月1日現在 256.6 万人（推計人口）であり、平成 16 年の 264.8 万人をピークとして本格的な人口減少局面にある。

京都市の人口は約 145.7 万人（同上）であり、一部地域を除き減少傾向にあるものの、府の総人口の半数以上（約 57%）を占めている。また、大阪通勤圏である府南部地域では、人口が集中する地域が連たんしており、災害発生時の安全性の確保の観点から留意が必要である。

一方、府域の 7 割は中山間地域であり、また、府北部地域においては人口の減少とともに地域偏在化が加速しており、災害発生時の住民又は集落の孤立防止の観点から留意が必要である。

第3章 脆弱性評価

強靱化基本法の趣旨を踏まえ、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)を次の枠組及び手順により行った。脆弱性評価の結果は(参考)のとおり。



1 想定するリスク

府民生活及び経済への影響を考慮して、発生すれば甚大な被害が生じる地震(南海トラフ地震、直下型地震)、日本海側における津波及び近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する有害物質の拡散・流出等の二次災害、また、大規模災害と感染症のまん延が同時期に発生する等の複合災害を想定するリスクとし、過去の被害状況や発生確率、被害想定等を次のとおり提示する。

(1) 地震・津波

① 南海トラフ地震

30年以内の発生確率が70%~80%(令和3年1月時点)と高くなっている南海トラフ地震については、山城地域及び京都市を中心として、死者約860名、全壊・焼失建物約70,000棟の大きな被害が生ずることが想定されている。

② 直下型地震

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、我が国で初めて都市を直撃した直下型地震であり、地震の規模は淡路島北部を震源としてマグニチュード7.3(兵庫県の一部では震度7、京都市中京区では震度5を観測)、死者6,400余名、負傷者43,700余名に上る甚大な人的被害をもたらした。

また、平成30年に発生した大阪北部地震では、大阪府で震度6弱、京都市で震度5強が観測され、死者6名、重傷者62名、61,000棟を超える家屋等の被害が発生した。

京都府には、府域への影響が懸念される活断層が数多く分布しており、府内で最大の被害発生が懸念される花折断層地震では、死者約6,900

名、全壊・焼失建物約 167,000 棟の甚大な被害が生ずると想定されている（京都府地震被害想定調査（2008）による）。

また、個別の断層について、国は「奈良盆地東縁断層帯」、「上町断層帯」及び「琵琶湖西岸断層帯（北部）」における地震の発生確率が相対的に高いと公表している（「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」（地震調査研究推進本部））。京都市及び山城地域では、これらの断層を震源とする地震の発生により大きな被害を受ける可能性があるほか、主要な活断層の数及び発生確率から想定される被害規模が他の地域と比較して高い傾向にある。

◇ 平成 30 年 大阪北部地震（6 月 18 日）

大阪府北部を震源地とする地震が発生。大阪府で震度 6 弱、京都府で震度 5 強を観測。

震度（5 弱以上）：

震度 6 弱：大阪府

震度 5 強：京都府（京都市の一部、亀岡市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町）、大阪府

震度 5 弱：京都府（宇治市、城陽市、向日市、京田辺市、南丹市、井手町、精華町）、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県

被害状況：死者 6 名（うち、京都府なし）、重傷 62 名（うち、京都府 1 名）、軽傷 400 名（うち、京都府 24 名）

全壊 21 棟（うち、京都府なし）、半壊 483 棟（うち京都府 8 棟）、一部損壊 61,266 棟（うち京都府 3,424 棟）

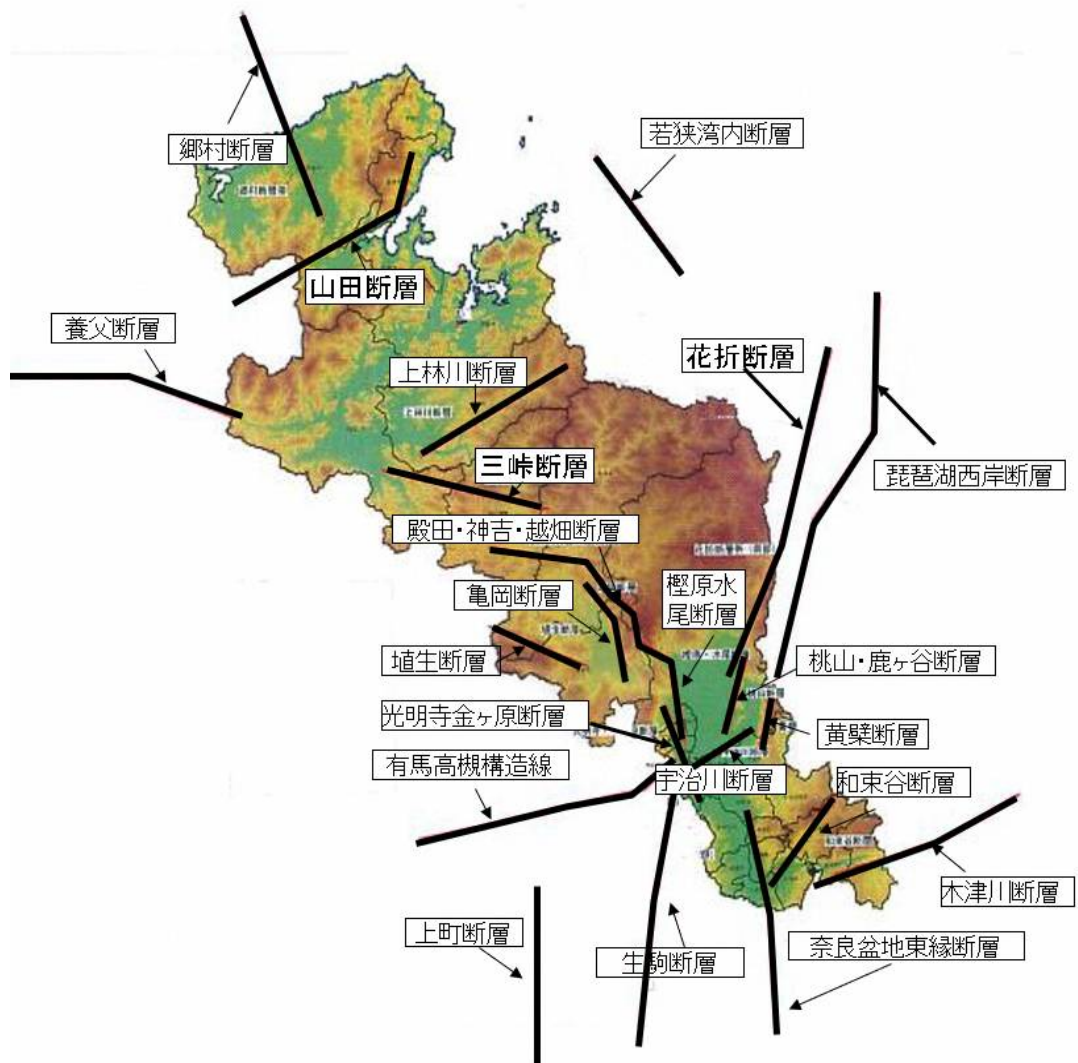
火災 7 件（うち、京都府なし）

被害額（京都府）：282,639 千円

③ 津波

中丹・丹後地域では、平成 26 年 8 月に公表された「日本海における大規模地震に関する調査検討会」による調査結果を基に、京都府が平成 27 年度に設定した津波浸水想定において、府内海岸部で最大 10.9m の津波水位が想定されている。この津波浸水想定に基づき、平成 28 年度には津波災害警戒区域の指定を行った。

【府内・周辺の主要な活断層の位置】



(2) 豪雨等による土砂災害・風水害等

京都府では、昭和 26 年、山城及び口丹波地方を中心とした局地的な豪雨により、南桑田郡篠村字柏原（現亀岡市柏原）を流れる年谷川上流の平和池が決壊し、死者・行方不明者 114 名の人的被害をもたらした。

さらに、昭和 28 年には、木津川上流域を中心に雷を伴った激しい豪雨に見舞われた。和束町では総雨量 428mm の記録的な大雨に見舞われ、ため池の決壊や小河川の氾濫により、死者・行方不明者 336 名の犠牲者が出る大惨事となった。この大雨は非常に狭い範囲で降ったことから、報道機関によって「集中豪雨」という言葉が使われた最初の事例となった。

また、平成 24 年には京都府南部豪雨、平成 25 年には台風 18 号、平成 26 年には 8 月豪雨と、3 年連続で大規模な風水害が発生し、府域の多くの箇所です総雨量 300mm 超の大雨に見舞われ、12,000 棟を超える浸水被害をはじめ、甚大な被害が発生した。

近年発生した大規模な風水害は次のとおり。

◇ 平成 30 年 7 月豪雨（7 月 6 日～7 月 8 日）

府域すべての観測地点で総雨量が月平均降水量を超過

雨量等：総雨量 620mm（南丹市）、565mm（京都市左京区）

時間最大 61mm（綾部市、舞鶴市）

被害状況：死者 5 名、重傷 1 名、軽傷 6 名

全壊 18 棟、半壊 50 棟、一部損壊 83 棟

床上浸水 544 棟、床下浸水 1,760 棟

被害額（京都府）：27,038,661 千円

◇ 平成 30 年 台風第 21 号（9 月 4 日）

京田辺市及び南丹市で観測史上最大の最大瞬間風速を記録

雨量等：総雨量 113mm（南丹市） 時間最大 56mm（南丹市）

最大瞬間風速（観測史上最大）：京田辺市（京田辺）34.4m/s、

南丹市（美山）28.1 m/s、南丹市（園部）27.1 m/s

被害状況：重傷者 3 名、軽傷者 56 名

全壊 4 棟、半壊 45 棟、一部損壊 11,532 棟

床上浸水 4 棟、床下浸水 15 棟

被害額（京都府）：6,509,558 千円

【近年発生した大規模災害における被害の様子】



平成 30 年 大阪北部地震
平成 30 年 6 月 18 日
(窓ガラスが破損した京都向日町競輪場 (向日市))



平成 30 年 7 月豪雨
平成 30 年 7 月 6 日～7 月 8 日
(舞鶴宮津線 (宮津市皆原) の路肩欠壊)



平成 30 年 7 月豪雨
平成 30 年 7 月 6 日～7 月 8 日
(綾部市上杉町の土砂崩れ現場)



平成 30 年 台風第 21 号
平成 30 年 9 月 4 日
(平野神社拝殿倒壊 (京都市北区、府指定建造物))

2 京都府における「起きてはならない最悪の事態」

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととされている（強靱化基本法第17条第3項）。京都府においては、国土強靱化基本計画で設定された最悪の事態を基本としつつ、8つの「事前に備えるべき目標」と京都府独自の内容を含めた45の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限に図られること II. 府内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
III. 府民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること IV. 迅速な復旧復興に資すること	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全
		3-3	府・市町村の職員・施設等の被災・感染症のまん延による機能の大幅な低下

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限に図られること	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
II. 府内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
III. 府民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること		5-2	エネルギー供給停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な被害
IV. 迅速な復旧復興に資すること		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	海上輸送の機能の停止による物流への甚大な影響
		5-5	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
5-6		金融サービス・宅配・信書便等の機能停止による府民生活・商取引への甚大な影響	
5-7		食料等の安定供給の停滞	
5-8		異常濁水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	府営水道及び工業用水道の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限に図られること II. 府内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること III. 府民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること IV. 迅速な復旧復興に資すること	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
		7-7	原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散
		7-8	大規模災害と感染症のまん延が同時期に発生することによる社会生活機能の停止
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による京都府経済への甚大な影響

(参考) 「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

<指標：現状値>

- ・防災拠点施設（庁舎、警察署、避難所等）の耐震化率 94.4%（令和元年度） [危機管理部]
 - ・大規模集客施設（文化会館、公民館等）の耐震化率 72.5%（令和元年度） [危機管理部]
 - ・京都府公共施設等管理方針の策定（平成28年度策定済） [総務部]
 - ・隣保館の耐震化率 83.3%（令和2年度） [府民環境部]
 - ・私立学校（幼・小・中・高）の耐震化率 91.0%（令和2年度） [文化スポーツ部]
 - ・災害拠点病院の耐震化率 92.3%（令和2年度） [健康福祉部]
 - ・社会福祉施設の耐震化率 89.1%（平成29年度） [健康福祉部]
 - ・住宅の耐震化率 約88%（令和2年推計値） [建設交通部]
 - ・要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率 約81%（令和2年度） [建設交通部]
 - ・主要鉄道駅の耐震化率 96.6%（平成31年） [建設交通部]
 - ・大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画の作成数 0箇所（令和2年度） [建設交通部]
 - ・公立学校（幼・小・中）の耐震化率 99.6%（令和2年度） [教育委員会]
- ※公立高等学校の耐震化率 100.0%（平成28年度）

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅の耐震化率は、約88%（令和2年推計値）であり、一定の進捗がみられるが、京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化を含めた幅広い減災対策を施した住宅（減災化住宅）への改修等を一層促進する必要がある。
(危機管理部、建設交通部)
- 学校、公民館、医療施設、社会福祉施設、社会教育施設等の公的な施設の耐震化は進捗途上にある。これらの施設は避難場所や救護用施設として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。
(危機管理部、府民環境部、文化スポーツ部、健康福祉部、建設交通部、教育委員会)
- ホテルや旅館等の多数の者が利用する建築物及び避難の際に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち、耐震診断によって耐震性が不足していることが判明した大規模な建築物については、耐震改修等により耐震化を更に促進する必要がある。
(危機管理部、全部局)

- 不特定かつ多数の者が利用する建築物及び地震の際の避難に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）の耐震化率は、約81%（令和2年度）であり、地震時に倒壊した場合に甚大な被害が生じるおそれがあることから、京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、計画的に耐震化を促進する必要がある。

（建設交通部）

- 乗降客の多い主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や国、市町村と連携しながら、耐震対策を促進する必要がある。

（建設交通部）

- 府営住宅等については、建替え等により、耐震化・不燃化を進めるとともに、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、安全性を確保していく必要がある。

（建設交通部）

- 市町村における次期建築物耐震改修促進計画の策定を促進するとともに、府における公共施設等総合管理計画（京都府公共施設等管理方針）を改訂する必要がある。

（総務部、建設交通部、教育委員会）

- 防災拠点施設等の耐震化を計画的に進め、耐震状況を公表するとともに、天井崩壊防止対策、消防法施行令（昭和36年政令第37号）の平成19年6月改正により義務付けられたスプリンクラー整備、エレベーターの安全に係る技術基準の指導・啓発等、安全性を確保していく必要がある。

（危機管理部、総務部、文化スポーツ部、健康福祉部、教育委員会）

（地震に強いまちづくり等の推進）

- 倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行う等の取組を進める必要がある。

（建設交通部）

（宅地の耐震化）

- 大規模盛土造成地については、マップを公表したところであり、今後、地震時に滑動崩落が生じるおそれのある箇所を調査する必要がある。

（建設交通部）

（建築物の応急危険度判定及び宅地の危険度判定）

- 地震発生後の二次災害防止のため、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を速やかに実施できるよう、京都府においては協議会を設け、近畿府県や判定の実施主体となる市町村等と連携を図っているところであるが、甚大な地震被害を想定し、体制の充実・強化を図る必要がある。

（建設交通部）

(国、府、市町村連携による防災対策)

- 市町村の求めに応じて、国、府、市町村等で構成する協議会を設置し、大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う必要がある。

(危機管理部)

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

<指標：現状値>

- ・消防水利の設置数 56,406 基 (令和元年度) [危機管理部]

(火災発生の防止対策)

- 災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動等について府民に啓発する必要がある。

(危機管理部)

(住宅密集地における延焼防止対策)

- 大規模地震による市街地火災のリスクが高い危険な密集市街地については、既存建築物の耐震化や不燃化、建替えなどを促進する必要がある。また、災害時の避難場所や延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の整備を面的に行う土地区画整理事業及び公園緑地整備事業を市町村と連携しながら推進する必要がある。

(危機管理部、建設交通部)

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

<指標：現状値>

- ・日本海沿岸5市町での津波ハザードマップの作成 3市町 (令和2年度) [危機管理部]
※舞鶴市、京丹後市、伊根町
- ・府の耐震強化岸壁の延長 260m (令和2年度) [建設交通部]

(河川、海岸等の整備・耐震化及び機能保全の推進)

- 日本海側で想定される津波に備えて、国、府、市町や関係機関が連携し、設計津波に対応できる海岸保全施設等や河川堤防等の整備・耐震化の推進といったハード施策と警戒避難体制の整備等のソフト施策を組み合わせた津波防災対策を進める必要がある。

(危機管理部、建設交通部)

- 津波からの避難を確実にを行うため、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化等の対策を関係機関が連携して進める必要がある。

(建設交通部)

(河川管理施設、海岸保全施設及び港湾施設等の整備、維持管理等)

- 大規模津波による災害が想定される河川、海岸、港湾等の施設や府民が避難する際の誘導に活用される道路情報板等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適正な管理に努め、津波襲来時にもこれらの施設等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とも連携した計画的な修繕や改築工事等を進めていく必要がある。

(建設交通部)

(津波避難体制の整備)

- 津波防災に関する広報・啓発活動を実施するとともに、津波避難計画やハザードマップの作成・改訂の促進や実践的な避難訓練の実施を促進することなどにより、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

(危機管理部)

- 日本海沿岸市町における津波浸水想定を平成 28 年 3 月に設定し、津波災害警戒区域を平成 29 年 3 月に指定したことから、今後は市町における避難計画の整備・充実を支援する必要がある。

(危機管理部)

(避難誘導體制の強化)

- 正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行うため、市町村、警察、消防と地元消防団、自治会等の連携を強化する必要がある。

(危機管理部、警察本部)

(国、府、市町村連携による防災対策)

- 市町村の求めに応じて、国、府、市町村等で構成する協議会を設置し、大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う必要がある。(再掲)

(危機管理部)

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

<指標：現状値>

- ・調査を要する防災重点農業用ため池の調査率 5.7% (令和元年度) [農林水産部]
- ・防災重点農業用ため池に係るハザードマップ作成率 48.3% (令和元年度) [農林水産部]
- ・下水道による都市浸水対策達成率 75.6% (令和元年度) [建設交通部]
- ・府が管理する河川のうち、河川改修事業実施中の河川における浸水想定区域の面積
約 4,000ha (令和2年度) [建設交通部]
- ・府管理河川の河川整備率 (時間雨量 50mm (概ね 1/10 規模) に対応できる整備が完成した区間の整備率)
36.5% (令和元年度) [建設交通部]
- ・浸水想定区域図の策定河川数 262 河川 (令和2年度) [建設交通部]

(総合的な治水対策の推進)

○ 京都府域では、近年の気候変動等の影響により、水災害の更なる頻発化、激甚化が懸念されることから、河川については河道の掘削や築堤、下水道については雨水貯留施設の整備等のハード対策を一体となって着実に進める必要がある。また、公園や公共施設等を利用した貯留浸透施設の整備や土地利用と一体となった減災対策に加えて、避難を円滑かつ迅速に行うための洪水・内水・高潮ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域防災力の強化といったソフト対策を行うことにより、計画規模を超える豪雨等にも対処できる総合的な治水対策を国、市町村と連携しながら一層推進する必要がある。

さらに、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水への転換を推進する必要がある。

(危機管理部、農林水産部、建設交通部)

(河川、下水道施設等の整備推進)

○ 淀川水系の宇治川・木津川・桂川、由良川水系及び日本海側の二級河川について、国や市町村と連携し、必要に応じて河川整備計画の変更や新規策定を進めるとともに、整備計画に基づいた施設整備を着実に進めていく必要がある。

(建設交通部)

- 河川整備については、洪水を安全に流下させるための河道の掘削・築堤・護岸の工事、放水路、排水機場やダムを整備等の治水対策を進めてきたが、未だ整備途上であり、近年浸水被害を受けた河川及び国等と連携して整備を行う河川の改修、河川堤防の質的強化及び天井川の切下げ等の対策を重点的に実施し、一層の治水対策の強化を図る必要がある。さらに河川堤防や排水機場の耐震化、京都府南部地域に多い天井川の地震対策を進める必要がある。

(建設交通部)

- 下水道施設の雨水対策については、公共下水道の雨水幹線や雨水貯留施設の整備を促進するとともに、桂川右岸地域は「いろは呑龍トンネル」南幹線を早期に供用開始することにより浸水被害の軽減を図る必要がある。また、住宅等に雨水貯留タンク(通称：マイクロ呑龍)を設置して府民総ぐるみで雨水を「貯める」取組を市町村と連携しながら進めることにより、浸水被害の軽減と防災意識の向上を図る必要がある。

(建設交通部)

(河川、下水道施設等の適切な維持管理等)

- 河川堤防、樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設、海岸保全施設及び雨水幹線等の下水道施設について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、集中豪雨時等でも施設の機能が確実に発揮されるよう、海岸保全施設の機能保全や老朽化対策を着実に進める必要がある。

(建設交通部)

(高潮対策としての海岸保全施設等の整備・補強)

- 台風等異常気象時において高潮による市街地等の浸水を防ぐため、海岸保全施設等の整備・補強を進めていく必要がある。

(建設交通部)

(農業用水利施設の防災対策)

- 人的被害を及ぼすおそれのある防災上重要となる農業用ため池(防災重点農業用ため池)を中心として、老朽化したため池等農業用水利施設の適切な維持管理を行う。また、防災重点農業用ため池に係るハザードマップの作成・公表などのソフト対策を進め、府民の防災意識の向上を図る必要がある。

(農林水産部)

(ハザードマップ作成等のソフト対策の推進)

- マルチハザード情報提供システムの周知を行うとともにその情報更新を随時行い、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を維持することにより、府民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る必要がある。

(危機管理部、建設交通部)

- 市町村が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる洪水浸水想定区域図は、府管理の全 377 河川のうち 262 河川について作成済み（令和 2 年 10 月）であり、全河川について速やかに作成を進める必要がある。

（建設交通部）

- 近年の台風大型化、線状降水帯の発生等に起因する豪雨により、中小河川の氾濫による浸水被害が発生するリスクが高まっており、防災上、重要な河川に水位計を設置するとともに、避難判断の目安となる水位の設定を推進する必要がある。

（建設交通部）

- 中小河川では、降雨による水位上昇が急激に発生し、リアルタイムの雨量・水位情報の提供だけでは、住民の早期避難に繋がらず逃げ遅れが生じるため、防災上、重要な河川において、水位の予測情報を市町村に提供するなど、災害時の対応力を強化する必要がある。

（建設交通部）

（国、府、市町村連携による防災対策）

- 市町村の求めに応じて、国、府、市町村等で構成する協議会を設置し、大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う必要がある。（再掲）

（危機管理部）

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

<指標：現状値>

- ・ 山地災害危険地区の整備数 1,666 箇所（平成 30 年度） [農林水産部]
- ・ 間伐実施面積 2,208ha（令和元年度） [農林水産部]
- ・ 土砂災害防止法（平成 12 年法律第 57 号）による土砂災害警戒区域等の指定
約 98%（令和元年度） [建設交通部]
* 全国 土砂災害警戒区域（推計値）約 93%（令和元年度）
- ・ 土砂災害から保全される人家戸数 1.2 万戸（令和元年度） * 全国 約 108 万戸（平成 24 年度）
[建設交通部]
- ・ 土砂災害から保全される要配慮者利用施設及び避難所の施設数 [建設交通部]
要配慮者利用施設 39 施設（令和元年度）
避難所 122 施設（令和元年度）
- ・ 土石流対策施設等の整備済数 413 箇所（令和元年度） [建設交通部]
- ・ 地すべり防止施設の整備済数 22 箇所（令和元年度） [建設交通部]
- ・ 急傾斜地崩壊防止施設の整備済数 280 箇所（令和元年度） [建設交通部]

(総合的な土砂災害対策の推進)

- 府内には、平成 27 年度末時点において 17,047 箇所¹の土砂災害警戒区域が存在するが、社会経済上重要な施設等の保全に係る土砂災害対策実施率は、約 14% (令和元年度末)にとどまっており、砂防えん堤等の防災施設の整備といったハード対策だけでは多くの時間と費用がかかり、速やかに府民の生命や財産を守ることができない状況にある。このため、ハード整備の着実な推進に併せて、市町村とも連携しながら、土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、府民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する必要がある。

(危機管理部、建設交通部)

(土砂災害対策のハード整備)

- 広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の一層の整備の推進が必要である。しかし、未整備箇所が数多く残されていることから、国の施策等を効果的に活用しながら、要配慮者利用施設や避難所等を優先するなど、緊急性の高いものから着実に重点的に整備を進めていく必要がある。

(建設交通部)

(土砂災害警戒区域の指定等)

- 平成 27 年度末時点の対象箇所 (17,047 箇所)については、既に基礎調査を完了して公表しており、令和元年度末時点で 16,755 箇所を土砂災害警戒区域等に指定済である。これは、全国的にみて比較的速い進捗状況であるが、府民が、土砂災害の危険性を認識し、避難行動に結びつけるため、速やかに関係機関と調整し、指定完了を目指す必要がある。また、おおむね 5 年ごとに、地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については土砂災害警戒区域等の見直しを行う必要がある。

(建設交通部)

(砂防施設等の維持管理等)

- 砂防えん堤等の砂防関係施設について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、異常豪雨時等にも施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(建設交通部)

(災害に強い森林づくり)

- 山地災害を未然に防ぐため、被害発生リスクの高い箇所において治山・森林整備事業等を実施し、万が一災害が発生してもその被害規模が最小限に抑えられるよう、危険木の処理や再造林などによる森林管理を迅速かつ適切に実施する必要がある。
(農林水産部)

(国、府、市町村連携による防災対策)

- 市町村の求めに応じて、国、府、市町村等で構成する協議会を設置し、大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う必要がある。(再掲)
(危機管理部)

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

<指標：現状値>

- ・ 府有除雪機械の保有台数 65 台 (令和 2 年度) [建設交通部]

(雪害への対策)

- 豪雪による孤立地域の発生や、家屋倒壊を防ぐため、市町村と協力し効率的な除雪のための仕組みを維持する必要がある。
(危機管理部、建設交通部)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
<p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none">・重点備蓄品目充足率（府＋市町村） 飲料水 232.8%、毛布 114.7%、その他品目 100%以上（令和元年度） [危機管理部]・府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合 9.4%（令和元年度） [府民環境部]・府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合 19.7%（令和元年度） [府民環境部]・府管理の漁港の耐震・耐津波対策（業務継続計画（BCP）その他のソフト対策を含む）実施率 50.0%（令和2年度） [農林水産部]・府管理の漁港（舞鶴漁港）の個別施設ごとの長寿命化計画の策定（平成29年度策定済） [農林水産部]・府管理の緊急輸送道路の整備率 89.0%（令和元年度） [建設交通部]・府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 192箇所の内 157箇所（令和元年度） [建設交通部]・府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率（路面段差防止対策）89.5%（令和2年度） [建設交通部]・（再掲）府の耐震強化岸壁の延長 260m（令和2年度） [建設交通部]
<p>（緊急物資の備蓄促進）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 必要量を確保できる備蓄倉庫を整備し計画的な備蓄を進めるとともに、府民や企業に対しては、3日分（可能であれば1週間分）の備蓄推奨に係る啓発を実施する必要がある。 (危機管理部)○ 給水車の整備等、応急給水の確保体制を整備する必要がある。 (府民環境部)
<p>（避難所への支援物資の適切な輸配送）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 物資の確保・調達及び輸配送について関西広域連合と連携して構築した0次物資拠点の体制を維持・強化する必要がある。 (危機管理部)

(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

- 交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携、人員輸送に係る応援協定の締結等により、災害時の緊急輸送道路、緊急交通路を確保する必要がある。

(建設交通部、警察本部)

- 救急救援活動等に必要重要な物流道路、代替・補完路及び緊急輸送道路等(以下「緊急輸送道路等」という。)や避難路について、道路橋の耐震化や無電柱化、法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を着実に実施する必要がある。

(建設交通部)

- 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、山陰近畿自動車道をはじめとした高速道路や直轄国道の整備促進を図る必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める必要がある。

(建設交通部)

- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設、漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(農林水産部、建設交通部)

- 災害時に海の物資輸送ルートの確保により人流・物流インフラ機能を維持するため、津波、高潮及び海岸侵食等に備えて、海岸保全施設の機能保全や老朽化対策を着実に進める必要がある。

(建設交通部)

- がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保や応急復旧等のために必要な建設機械、仮設資材及び人材が不足する懸念があることから、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。

(建設交通部)

(災害復旧に係る協力体制の強化)

- 関係機関や企業等と災害時応援協定を締結し、連携訓練を実施するなど、物資供給に係る協力体制を強化する必要がある。

(危機管理部)

(避難所の体制確保)

- 避難所の運営体制を整備するとともに、市町村、学校、地元自治会等と連携して避難所開設時の初動体制確保のための訓練を促進する必要がある。

(危機管理部、教育委員会)

- 避難所に太陽光発電等をさらに整備するとともに、飲料水、電気、ガス、通信等が確保できる体制を整備する必要がある。

(危機管理部、府民環境部)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 重点備蓄品目充足率 (府+市町村) 飲料水 232.8%、毛布 114.7%、その他品目 100%以上 (令和元年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 府有除雪機械の保有台数 65 台 (令和 2 年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の整備率 89.0% (令和元年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 192 箇所の内 157 箇所 (令和元年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率 (路面段差防止対策) 89.5% (令和 2 年度) [建設交通部]

(孤立可能性地域の災害対応体制の整備)

- 孤立集落の発生に備え、孤立可能性のある地域を把握して整備した最新のデータベースを活用して、集落単位の避難収容計画を策定し、通信手段の確保、救出・救助資機材、車両の整備、救出・救助訓練の実施等、対応能力の向上を図る必要がある。

(危機管理部、建設交通部)

(孤立集落防止に向けた道路ネットワークの整備等)

- 災害発生時における孤立集落の発生やその長期化を防止するため、人員や物資等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保されるよう、生命線となる道路の整備を代替路の確保と併せて着実に進めるとともに、重要な道路を守るためにも法面、冠水、治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害及び停電・節電等の対策を着実に推進する必要がある。

(建設交通部)

- 台風や集中豪雨等の大規模な災害の発生による孤立集落の発生や長期化等の可能性に備えて、異常気象時通行規制区間の代替等複数のルートを確保するため、多様な主体が管理する道路を把握し、活用を図るとともに、市町村等とも連携してこれらの道路の整備を推進する必要がある。

(建設交通部)

- 府管理道路の除雪作業に使用する除雪機械については、耐用年数に応じた機械更新を適切に行うなど、体制の維持確保に努める必要がある。

(建設交通部)

- 孤立した集落への救援ルートの早期確保、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保する必要がある。

(建設交通部)

(孤立集落支援ルートの整備、維持管理等)

- 孤立した集落への救援ルート上にある橋梁、トンネル、擁壁等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(建設交通部)

(救助体制の強化)

- 警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等と連携した広域受援計画の策定を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、関係各機関や府、市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。

(危機管理部、建設交通部、警察本部)

- 被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊（広域警察航空隊）、消防、自衛隊等による広域受援体制を確立するため、活動拠点となるヘリポート等の機能強化を図るとともに、府災害対策航空運用調整マニュアルに基づく運用体制を維持・強化する必要がある。

(危機管理部、警察本部)

- 中山間地域において救援部隊が到着するまでの住民相互の初期救助能力を培う必要がある。

(危機管理部)

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

<指標：現状値>

- ・家具固定率 25.1% (平成 28 年度) [危機管理部]
- ・自主防災組織の組織率 90.6% (令和元年度) [危機管理部]
- ・自主防災リーダーの養成数 600 人 (令和元年度) [危機管理部]
- ・消防団員の充足率 89.3% (令和 2 年度) [危機管理部]
- ・地域の消防等の行政機関との間で共同訓練等を実施している府立学校の割合
14.7% (平成 30 年度) [教育委員会]
- ・(再掲) 防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)の耐震化率 94.4% (令和元年度)
[危機管理部]

(救助体制の強化)

- 警察、自衛隊、消防、TEC-FORCE等と連携した広域受援計画の策定を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、関係各機関や府、市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。(再掲)
(危機管理部、建設交通部、警察本部)
- 発災時、直ちに対応する警察署員のレスキュー技能向上のため、機動隊等におけるレスキュー技能指導員の育成・強化を図るとともに、訓練施設を活用して実践的な教養・訓練を反復実施し、災害対応能力を維持する必要がある。
(警察本部)
- 被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊(広域警察航空隊)、消防、自衛隊等による広域受援体制を確立するため、活動拠点となるヘリポート等の機能強化を図るとともに、府災害対策航空運用調整マニュアルに基づく運用体制を維持・強化する必要がある。(再掲)
(危機管理部、警察本部)

(警察機能の維持対策の推進)

- 警察機能の不全に備えて確保している警察署の代替施設への移転訓練等を行うなど、平時から管内情勢を踏まえた機能維持対策を推進する必要がある。
(警察本部)

(防災拠点の耐震化)

- 防災拠点施設となる庁舎、警察署等の耐震化を計画的に推進する必要がある。
(危機管理部、総務部、警察本部、施設所管部局)

(家庭・学校・地域等における防災対策)

- 府民の防災に関する意識を高めるとともに、家庭での備蓄や緊急持ち出し物品の準備、家具の転倒防止対策、住宅用消火器等の設置、地域の防災訓練への参加等、家庭における防災対策を進める必要がある。
(危機管理部)
- 地域毎に意見交換しながら地区防災計画や水害等避難行動タイムラインを作成し、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等、地域防災力の充実・強化を図る必要がある。
(危機管理部、教育委員会)
- 指導者向けに、防災教育を含む学校安全研修等を継続して実施するなど、教職員の危機対処能力の向上を図り、学校の危機管理体制を強化する必要がある。
(教育委員会)
- 府及び市町村の災害ボランティアセンター機能を強化・充実するとともに、自主防災リーダーや災害ボランティアを育成し、地域防災力を高める必要がある。
(危機管理部、健康福祉部)
- 消防団への加入を進めるとともに、消防団員OBの活用や府立消防学校による消防団員の教育訓練等により、消防団員の養成を行う必要がある。
(危機管理部)
- 消防団員や自主防災組織・自治会等と連携した避難訓練等を実施し、災害時に適切な避難ができるような人材の養成を行う必要がある。
(危機管理部)

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 防災拠点施設 (庁舎、警察署、避難所等) の耐震化率 94.4%(令和元年度)

[危機管理部]

(一時避難所の確保)

- 避難所やホテル・旅館の耐震化を進めるとともに、一時避難所として中規模ホテル・旅館をはじめとする民間の施設が活用できるよう、避難所としての指定を促進する必要がある。さらに、コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業者や観光関連事業者等と連携した帰宅支援ステーションの充実を図る必要がある。
(危機管理部、商工労働観光部、建設交通部)

(帰宅困難者対策)

- 市町村、警察、消防等と連携し、地域に応じた帰宅困難者対策を推進するとともに、企業等に対しては従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発し、対策を促す必要がある。

(危機管理部、警察本部)

- 関西広域連合と連携し、災害時帰宅困難者に係る支援協定の締結事業者をさらに拡大していく必要がある。

(危機管理部)

(観光客対策)

- 観光客支援マニュアルの整備や訓練等の実施、避難施設等の情報提供体制を構築するなど、各市町村に応じた災害時における観光客保護対策を促進する必要がある。

(危機管理部、商工労働観光部)

- 外国人観光客に対しては、わかりやすい日本語や多言語による情報提供を行う必要がある。

(危機管理部、商工労働観光部)

(鉄道不通時の代替輸送手段の確保等)

- 大規模災害時に鉄道が不通となった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、被害の状況に応じて、公共交通機関と連携し、代替輸送手段の確保等に努める。

(危機管理部、建設交通部)

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

<指標：現状値>

- ・緊急災害医療チーム（DMAT）の養成数 59 チーム（令和元年度） [健康福祉部]
- ・福祉避難サポートリーダーの養成数 延べ 1,598 人養成、1,718 人受講（令和元年度）
[健康福祉部]
- ・災害派遣福祉チーム（DWAT）の養成数 延べ 155 人（令和 2 年度） [健康福祉部]
- ・災害用医薬品流通備蓄量 27,000 人分（17 薬効）（令和 2 年度） [健康福祉部]
- ・広域医療搬送拠点（SCU）の運用資機材の整備数 1 箇所（令和 2 年度） [健康福祉部]
- ・信号機電源付加装置の整備数 522 機（令和 2 年度） [警察本部]
- ・（再掲）府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合
9.4%（令和元年度） [府民環境部]
- ・（再掲）府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合
19.7%（令和元年度） [府民環境部]
- ・（再掲）災害拠点病院の耐震化率 92.3%（令和 2 年度） [健康福祉部]
- ・（再掲）社会福祉施設の耐震化率 89.1%（平成 29 年度） [健康福祉部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の整備率 89.0%（令和元年度） [建設交通部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 192 箇所の内 157 箇所（令和元年度）
[建設交通部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率（路面段差防止対策）89.5%（令和 2 年度）
[建設交通部]
- ・（再掲）府有除雪機械の保有台数 65 台（令和 2 年度） [建設交通部]

（災害時におけるエネルギーの確保）

- 災害拠点病院については自家発電装置や燃料タンク等を設置しており、3 日程度のエネルギー供給は可能であるが、長期途絶の場合には、関係機関との連携により緊急的な燃料供給が可能となるよう、エネルギー確保に努める必要がある。
(危機管理部、健康福祉部)

（緊急輸送道路等の確保、整備等）

- 信号柱、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、道路橋の耐震化、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携等により、災害時の緊急輸送道路等、緊急交通路をさらに適切に確保する必要がある。
(建設交通部、警察本部)

- 災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、代替道路を確保するとともに、生命線となる道路の整備を着実に進める必要がある。また、緊急輸送道路等の重要な道路を守るためにも橋梁の耐震化、無電柱化、法面、冠水、治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害及び停電・節電等対策を着実に推進する必要がある。

(建設交通部)

(緊急輸送道路等の適切な維持管理等)

- 緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(建設交通部)

(府内医療機関等の耐震化)

- 府内全ての医療機関、社会福祉施設の耐震診断及び耐震改修を促進する必要がある。

(健康福祉部)

(特別な配慮が必要な人への支援)

- 高齢者や障害者等の要配慮者の避難体制を確保するため、避難行動要支援者名簿等を活用し関係者間での情報共有を進めるとともに、適切な支援を行える福祉避難サポートリーダーや福祉専門職からなるDWA Tの養成を進める必要がある。

(健康福祉部)

(災害時の医療・救護体制の整備)

- 京都府災害拠点病院等連絡協議会を中心として災害時医療体制を整備する必要がある。

(健康福祉部)

- DMA Tの養成を進めるとともに、災害拠点病院や災害医療コーディネーターと連携した研修会・訓練を実施する必要がある。

(健康福祉部)

- 災害拠点病院の設備の整備のほか、医療機関の被害状況の把握体制や救護所への応援体制、医薬品・医療用品の確保体制を強化する必要がある。

(健康福祉部)

- 災害看護ボランティアの災害対応能力を向上させる必要がある。

(危機管理部、健康福祉部)

- ドクターヘリ等を活用した重症患者の広域搬送体制を構築するため、災害拠点病院のヘリポートの整備やSCUの整備、運用計画の策定、訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。

(健康福祉部)

- 医療機関と搬送機関の情報共有・連携体制の強化や人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとともに、交通監視カメラや信号機電源付加装置等交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携を促進するなど、緊急輸送体制を適切に確保する必要がある。

(健康福祉部、建設交通部、警察本部)

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

<指標：現状値>

- ・重要下水管渠における地震対策実施率（公共下水道） 32.5%（令和元年度） [建設交通部]
- ・重要下水管渠における地震対策実施率（流域下水道） 61.7%（令和元年度） [建設交通部]
- ・（再掲）福祉避難サポートリーダーの養成数 延べ1,598人養成、1,718人受講（令和元年度） [健康福祉部]
- ・（再掲）DWA Tの養成数 延べ155人（令和2年度） [健康福祉部]

(被災地・避難所の衛生管理)

- 避難所等における感染症のまん延を防止するため、衛生環境を適切に確保するとともに、分散避難を促進する必要がある。

(危機管理部、健康福祉部)

- 感染症のまん延防止のため、市町村と連携し、有症者の隔離、被災者の衣食住等、生活全般について衛生環境を整備する体制の構築を図る必要がある。

(健康福祉部)

- 避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及や断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保、放浪動物・危険動物の保護・収容体制の確立等衛生環境の維持体制を確立する必要がある。

(危機管理部、府民環境部、健康福祉部)

- マンホールの上に便座等を設けることにより、迅速にトイレ機能を確保できる「マンホールトイレ」の整備について、市町村を支援する必要がある。

(建設交通部)

- 避難所のユニバーサルデザイン化を推進し、全ての方が安心して過ごすことのできる避難所づくりを推進する必要がある。

(健康福祉部)

- 被災者等の健康・食事管理やメンタルヘルスケアの充実を図る必要がある。

(健康福祉部)

- 生活不活発病への予防等リハビリテーション支援の充実を図る必要がある。

(健康福祉部)

(特別な配慮が必要な人への支援)

- 高齢者や障害者等の要配慮者の避難体制を確保するため、避難行動要支援者名簿等を活用し関係者間での情報共有を進めるとともに、適切な支援を行える福祉避難サポートリーダーや福祉専門職からなるDWA Tの養成を進める必要がある。(再掲)

(健康福祉部)

(下水道施設の耐震化)

- 災害時における汚水処理機能を確保するため、終末処理場や幹線管渠の耐震化を着実に進める必要がある。

(建設交通部)

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

<指標：現状値>

- ・警察本部、警察署の耐震化率 75.0%（令和2年度） [警察本部]

（警察部隊の応援・受援体制の充実）

- 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、耐震化の推進等、警察施設の機能向上や通信機能等の向上を図る必要がある。
(警察本部)
- 警察機能の不全に備えて確保している警察署の代替施設への移転訓練等を行うなど、平時から管内情勢を踏まえた機能維持対策を推進する必要がある。（再掲）
(警察本部)
- 警察災害派遣隊の受援体制を強化するとともに、広域的な活動拠点の確保・充実が必要である。
(警察本部)

3-2 首都圏等での中央官庁機能の機能不全

（中央官庁機能バックアップ）

- 東日本大震災の教訓から、首都圏に一極集中した中央官庁機能の分散と被災時のバックアップの必要性が認識されたところであり、国全体の安心・安全確保の観点から、中央官庁機能のバックアップについて、京都が果たすべき機能・役割を検討することが必要である。
(政策企画部)

（高速鉄道網の整備）

- 首都圏と関西を繋ぐ移動手段等の多様性及び冗長性を確立するため、北陸新幹線やリニア中央新幹線等の高速鉄道網を整備する必要がある。
(建設交通部)

3-3 府・市町村の職員・施設等の被災・感染症のまん延による機能の大幅な低下

<指標：現状値>

- ・市町村のBCPの策定率 100.0%(令和2年度見込み) [危機管理部]
- ・(再掲)防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)の耐震化率 94.4%(令和元年度)
[危機管理部]

(庁舎等の防災拠点機能の確保)

- 府の防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)や市町村の防災拠点施設の耐震化及び災害時の電源確保を計画的に推進する必要がある。
(危機管理部、総務部、教育委員会、警察本部、施設所管部局)

(災害対策活動の初動体制の整備)

- 災害発生時の迅速な初動体制を確立するため、市町村と連携した実践的な災害対応訓練や研修の実施、各防災機関等における緊急参集体制の整備・強化、マニュアルの見直しや改善を促す必要がある。
(危機管理部)
- 自然災害等のあらゆる危機事象に迅速・的確に対応し、近年充実が図られている国等の応援体制にも迅速に対応するため、常設の危機管理センターを設置する必要がある。
(危機管理部)

(業務継続体制の整備)

- 京都府非常時専任職員制度や緊急連絡体制を充実させるとともに、実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高めていく必要がある。
(危機管理部、全部局)
- BCPの見直しと検証を随時行い、地域防災計画にその考え方を反映するなど、業務継続体制を確立する必要がある。併せて、府内の全市町村におけるBCPの見直し・検証を促進する必要がある。
(危機管理部、全部局)

(災害情報の収集体制の強化)

- 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、IOT・AI技術等を活用した情報収集等、体制を強化する必要がある。
(危機管理部、政策企画部)

(市町村との連携)

- 市町村等と連携し、新たな感染症に迅速に対応できる体制を構築する必要がある。

(危機管理部、健康福祉部)

- 感染拡大時の避難所の運営について、市町村等と連携し、有症者の隔離等を適切に対応できる体制を構築する必要がある。

(危機管理部、健康福祉部)

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
<p><指標：現状値></p> <p>・京都府防災・防犯情報メール登録者数 約9万人(令和2年度) [危機管理部]</p>
<p>(災害に強い情報通信基盤の整備)</p> <p>○ 府民への迅速な情報伝達や防災関係機関相互の情報共有を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワーク完全二重化や光ファイバネットワーク経路の複線化、防災行政無線のデジタル化整備等、通信システムの業務継続性の確保や強化を促進する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理部、政策企画部)</p> <p>○ 迅速かつ的確な避難に役立てるため、水位計・防災カメラ等から得られる防災情報について、よりわかりやすい形でインターネット等を通じて安定的に公開する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理部、建設交通部)</p> <p>(災害情報の迅速・的確な把握)</p> <p>○ 災害情報の的確な把握や情報共有を推進するため、進化したデジタル技術をスマートフォンやタブレット端末等を通じて活用し、現場から災害情報を迅速に収集する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理部、政策企画部、建設交通部)</p> <p>(防災拠点施設等における電源の確保)</p> <p>○ 防災拠点施設等において、電力供給停止に備え、自家発電機や予備蓄電池等を適切に設置しておく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(総務部、施設所管部局)</p> <p>(災害時の通信サービスの確保等)</p> <p>○ 自家発電機や予備蓄電池の設置、移動電源車の配備等、電源確保を促進するとともに、車載型無線基地局の配備や災害用伝言板サービスの提供により府民等への情報伝達の強化を促進する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理部)</p> <p>○ 災害の発生の防御や被害拡大の防止等を図るため、コミュニティ・エフエム等の災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく協定締結報道機関に放送(報道)要請を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(知事直轄組織)</p>

(二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)

- ガス供給施設、河川の堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況、環境モニタリングデータ等を早期に収集し、関係機関及び府民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。

(危機管理部、府民環境部、建設交通部)

(関係機関等による情報連絡体制の整備)

- 緊急時の連絡体制を強化するとともに、警察や消防等の防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る必要がある。

(危機管理部、警察本部)

(外国籍府民等への災害時支援等)

- 多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、携帯メールによる防災情報の発信を行うとともに、市町村等が実施する防災訓練等の取組を支援することにより、災害時の支援体制の構築を図る。また、その実効性を確保するため、外国籍府民や市町村等と協働・連携した事業、多文化共生施策や課題に関する意見交換等を通して、日本語能力が十分でない外国籍府民が安心して不自由なく生活できる環境を整える施策を推進する必要がある。

(知事直轄組織、危機管理部)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 京都府防災・防犯情報メール登録者数 約9万人(令和2年度) [危機管理部]

(府民への情報伝達)

- 京都府防災・防犯情報メールの登録者数を拡大するとともに、地上デジタル放送や携帯情報端末を活用した情報伝達体制を確立し、災害時広報業務マニュアルに基づいた訓練を実施する必要がある。

(危機管理部、政策企画部、建設交通部)

- 全国瞬時警報システム(J-ALERT)や広報・防災無線、広報車、避難誘導車の活用等による警報伝達体制を拡充する必要がある。

(危機管理部)

- 府民が自らの確な避難が行えるよう、土砂災害警戒区域等の周知やハザードマップの利活用を促進する必要がある。

(危機管理部、建設交通部)

(二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)

- ガス供給施設、河川の堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況、環境モニタリングデータ等を早期に収集し、関係機関及び府民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。(再掲)

(危機管理部、府民環境部、建設交通部)

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 京都府防災・防犯情報メール登録者数 約9万人(令和2年度) [危機管理部]

(情報伝達手段の維持・高度化)

- J-ALERTによる緊急情報等を確実に伝達できる状態を維持するため、運営訓練等を行い、また適切な保守を行う必要がある。

(危機管理部)

- 多様化する情報収集・提供手段を適切に活用するため、防災情報システムの随時更新を行う必要がある。

(危機管理部)

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

<指標：現状値>

- ・ 中堅企業のBCP策定率 29.9% (平成27年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 府管理の漁港の耐震・耐津波対策 (BCPその他のソフト対策を含む) 実施率
50.0% (令和2年度) [農林水産部]
- ・ (再掲) 府管理の漁港 (舞鶴漁港) の個別施設ごとの長寿命化計画の策定
(平成29年度策定済) [農林水産部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の整備率 89.0% (令和元年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 192箇所の内157箇所 (令和元年度)
[建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率 (路面段差防止対策) 89.5% (令和2年度)
[建設交通部]
- ・ (再掲) 府の耐震強化岸壁の延長 260m (令和2年度) [建設交通部]

(企業等における業務継続体制の確立)

- 府内の行政機関や関係団体、ライフライン機関、専門家等が参画する京都BCP推進会議を活用し、地域や業界における連携型BCPを確立するなど、京都全体にBCPの考え方を適用し、大規模広域災害等の危機事象時において京都の活力を維持・向上させるため、地域全体で連携する「京都BCP」の推進を図る必要がある。
(危機管理部)
- 企業における防災計画の策定や防災訓練への参加の推進等、防災体制の強化を促進する必要がある。
(危機管理部、商工労働観光部)

(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設、漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)
(農林水産部、建設交通部)
- 海上輸送の拠点となる京都舞鶴港の施設整備や耐震化及び老朽化対策を推進するとともに、港湾BCPに基づき、港湾関係者との連携を行いながら、港湾施設における多発同時被災による機能不全や船舶の被災による海上輸送機能の停止に対応できる体制を確保する必要がある。
(建設交通部)

- 府内主要幹線道路の冗長性確保の観点から、幹線道路やこれを補完する道路を整備する必要がある。

(建設交通部)

5-2 エネルギー供給停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な被害

<指標：現状値>

- ・府営水道の耐震化率 施設 100.0 % (令和元年度)、送水管路 43.2 % (令和元年度)
[府民環境部]
- ・長田野工業団地向け配水管路耐震化率 6.4% (令和2年度) [府民環境部]
- ・(再掲) 府管理の漁港の耐震・耐津波対策 (BCPその他のソフト対策を含む) 実施率
50.0% (令和2年度) [農林水産部]
- ・(再掲) 府管理の漁港 (舞鶴漁港) の個別施設ごとの長寿命化計画の策定
(平成29年度策定済) [農林水産部]
- ・(再掲) 府の耐震強化岸壁の延長 260m (令和2年度) [建設交通部]
- ・(再掲) 府管理の緊急輸送道路の整備率 89.0% (令和元年度) [建設交通部]
- ・(再掲) 府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 192 箇所の内 157 箇所 (令和元年度)
[建設交通部]
- ・(再掲) 府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率 (路面段差防止対策) 89.5% (令和2年度)
[建設交通部]

(ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

- 各ライフライン機関の施設の耐震化を促進するとともに、BCPの策定と実践的な防災訓練を促す必要がある。

(危機管理部、府民環境部)

(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設、漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

(農林水産部、建設交通部)

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(救助体制の強化)

- 警察、自衛隊、消防、TEC-FORCE等と連携した広域受援計画の策定を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、関係各機関や府、市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。(再掲)
(危機管理部、建設交通部、警察本部)

5-4 海上輸送の機能の停止による物流への甚大な影響

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 府の耐震強化岸壁の延長 260m (令和2年度) [建設交通部]

(津波に強い施設整備)

- 港湾施設の長寿命化対策や海岸保全施設の点検、津波浸水想定に基づいた避難施設、避難路の整備等、津波に強い施設整備を推進する必要がある。
(建設交通部)

(港湾施設等の整備、維持管理等)

- 海上輸送の拠点となる港湾施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でも施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて連携した計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。
(建設交通部)
- 海上輸送の拠点となる京都舞鶴港の施設整備や耐震化及び老朽化対策を推進するとともに、港湾BCPに基づき、港湾関係者との連携を行いながら、港湾施設における多発同時被災による機能不全や船舶の被災による海上輸送機能の停止に対応できる体制を確保する必要がある。(再掲)
(建設交通部)

(物流施設の耐災害性向上)

- 物流インフラが被災した場合には事業者だけで解決できない問題があることから、関係機関が協力・連携し、あらかじめハード・ソフト両面からの対策をとる必要がある。
(建設交通部)

- 陸上輸送の寸断に備えて、海上輸送拠点の耐震化を進める必要がある。
(建設交通部)

5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 府管理の漁港の耐震・耐津波対策 (BCPその他のソフト対策を含む) 実施率
50.0% (令和2年度) [農林水産部]
- ・ (再掲) 府管理の漁港 (舞鶴漁港) の個別施設ごとの長寿命化計画の策定
(平成29年度策定済) [農林水産部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の整備率 89.0% (令和元年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 192箇所の内 157箇所 (令和元年度)
[建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率 (路面段差防止対策) 89.5% (令和2年度)
[建設交通部]
- ・ (再掲) 府の耐震強化岸壁の延長 260m (令和2年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 信号機電源付加装置の整備数 522機 (令和2年度) [警察本部]

(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

- 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、山陰近畿自動車道をはじめとした高速道路や直轄国道の整備促進を図る必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める必要がある。(再掲)
(建設交通部)
- 信号柱、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、道路橋の耐震化、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携等により、災害時の緊急輸送道路等、緊急交通路をさらに適切に確保する必要がある。(再掲)
(建設交通部、警察本部)
- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設、漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)
(農林水産部、建設交通部)

- 救助や物資供給を行うための「命の道」となる山陰近畿自動車道をはじめ、緊急輸送道路や主要な幹線道路等の整備を推進するとともに、冗長性確保の観点から、これらの重要な道路を補完する道路についても整備する必要がある。

(建設交通部)

- 交通ネットワークの多重化（災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保）に向けて、山陰近畿自動車道等の高速道路ネットワークの着実な整備促進や新幹線をはじめとした鉄道ネットワークの整備等を進めていく必要がある。

(建設交通部)

- 海上輸送の拠点となる京都舞鶴港の施設整備や耐震化及び老朽化対策を推進するとともに、港湾BCPに基づき、港湾関係者との連携を行いながら、港湾施設における多発同時被災による機能不全や船舶の被災による海上輸送機能の停止に対応できる体制を確保する必要がある。（再掲）

(建設交通部)

5-6 金融サービス・宅配・信書便等の機能停止による府民生活・商取引への甚大な影響

(連携型BCPの確立)

- 地元金融機関による連携型BCPを確立させ、金融サービスが機能停止しないよう地元金融機関の連携体制を強化する必要がある。

(危機管理部、商工労働観光部)

(信書配達事業者のBCP)

- 日本郵便（株）をはじめ、信書配達事業者の事業継続計画については、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行う必要がある。

(危機管理部)

5-7 食料等の安定供給の停滞

<指標：現状値>

- ・（再掲）府管理の漁港の耐震・耐津波対策（BCPその他のソフト対策を含む）実施率
50.0%（令和2年度） [農林水産部]
- ・（再掲）府管理の漁港（舞鶴漁港）の個別施設ごとの長寿命化計画の策定
（平成29年度策定済） [農林水産部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の整備率 89.0%（令和元年度） [建設交通部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 192箇所の内 157箇所（令和元年度）
[建設交通部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率（路面段差防止対策）89.5%（令和2年度）
[建設交通部]
- ・（再掲）府の耐震強化岸壁の延長 260m（令和2年度） [建設交通部]
- ・（再掲）信号機電源付加装置の整備数 522機（令和2年度） [警察本部]

（流通関係事業者等による連携・協力体制の拡大）

- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る流通関係事業者、行政機関等による連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。

（農林水産部）

（緊急輸送道路等の整備、維持管理等）

- 信号柱、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、道路橋の耐震化、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携等により、災害時の緊急輸送道路等、緊急交通路をさらに適切に確保する必要がある。（再掲）

（建設交通部、警察本部）

- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設、漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。（再掲）

（農林水産部、建設交通部）

（資材の供給体制の整備）

- 農林水産業者の早期経営再建に向け、資材が安定的に供給されるよう、緊急輸送道路等及び林道等の確保・整備を推進する必要がある。

（農林水産部、建設交通部）

5-8 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

<指標：現状値>

- ・（再掲）府営水道の耐震化率 施設 100.0 %（令和元年度）、送水管路 43.2 %（令和元年度）

[府民環境部]

（府営水道施設の耐震化）

- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、それぞれ水系が異なる3浄水場間を接続し相互に融通しあう体制を基本とし、機能維持のため、基幹管路の老朽化更新に併せて、耐震化を進める必要がある。

（府民環境部）

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

<p>6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止</p>
<p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none">・（再掲）府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合 9.4%（令和元年度） [府民環境部]・（再掲）府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合 19.7%（令和元年度） [府民環境部]・（再掲）府営水道の耐震化率 施設 100.0 % (令和元年度)、送水管路 43.2 % (令和元年度) [府民環境部]・（再掲）長田野工業団地向け配水管路耐震化率 6.4% (令和2年度) [府民環境部]
<p>（電力の確保）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 電力供給の耐災害性を高めるため、電力施設や供給設備の耐震性の確保と電力保安用通信ルートの2ルート化を促進する必要がある。 (危機管理部、府民環境部)○ エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーや蓄電池等の導入を促進する必要がある。 (府民環境部)
<p>（ガスの確保）</p> <ul style="list-style-type: none">○ ガス供給施設やガス充填施設の耐震性能が維持される必要がある。 (危機管理部)○ 都市ガス、LPガスの施設・供給設備の耐震化と家庭用の感震機能付マイコンメーターの普及を促進する必要がある。 (危機管理部)
<p>（ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 各ライフライン機関の施設の耐震化を促進するとともに、BCPの策定と実践的な防災訓練を促す必要がある。（再掲） (危機管理部、府民環境部)○ 災害時に的確に各ライフラインの被災状況、復旧情報等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から府と各ライフライン事業者間の連携を強化する必要がある。 (危機管理部)

6-2 府営水道及び工業用水道の長期間にわたる供給停止

<指標：現状値>

- ・（再掲）長田野工業団地向け配水管路耐震化率 6.4%（令和2年度） [府民環境部]
- ・（再掲）府営水道の耐震化率 施設 100.0%（令和元年度）、送水管路 43.2%（令和元年度）
[府民環境部]

（府営水道施設及び工業用水道施設の耐震化）

- 府営水道の機能確保を図るため、浄水施設や基幹管路等の耐震化を推進するとともに、工業団地へ送水する工業用水道施設の耐震化を進める必要がある。
(府民環境部)

（ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立）

- 各ライフライン機関の施設の耐震化を促進するとともに、BCPの策定と実践的な防災訓練を促す必要がある。（再掲）
(危機管理部、府民環境部)

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

<指標：現状値>

- ・（再掲）重要下水管渠における地震対策実施率（公共下水道） 32.5%（令和元年度）
[建設交通部]
- ・（再掲）重要下水管渠における地震対策実施率（流域下水道） 61.7%（令和元年度）
[建設交通部]

（下水道施設の耐震化、維持管理）

- 污水处理機能を確保するため、終末処理場や幹線管渠の耐震化を進めるとともに、老朽化施設の改築・更新や非常時の電源確保等を推進していく必要がある。
(建設交通部)

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

<指標：現状値>

- ・（再掲）府管理の漁港の耐震・耐津波対策（BCPその他のソフト対策を含む）実施率
50.0%（令和2年度） [農林水産部]
- ・（再掲）府管理の漁港（舞鶴漁港）の個別施設ごとの長寿命化計画の策定
（平成29年度策定済） [農林水産部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の整備率 89.0%（令和元年度） [建設交通部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 192箇所の内157箇所（令和元年度）
[建設交通部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率（路面段差防止対策）89.5%（令和2年度）
[建設交通部]
- ・（再掲）府有除雪機械の保有台数 65台（令和2年度） [建設交通部]
- ・（再掲）府の耐震強化岸壁の延長 260m（令和2年度） [建設交通部]
- ・（再掲）主要鉄道駅の耐震化率 96.6%（平成31年） [建設交通部]
- ・（再掲）信号機電源付加装置の整備数 522機（令和2年度） [警察本部]

（輸送ルート確保の強化）

- 災害発生時において、救援救助・緊急物資輸送等のための陸と海のルートを実効かつ早期に確保し、交通ネットワークが分断される事態とならないよう、道路ネットワークの相互利用による広域支援ルートの確保や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図るなどの整備を進める必要がある。さらに、緊急輸送道路等の重要な道路を守るためにも橋梁の耐震化、無電柱化、法面、冠水、治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害及び停電・節電等対策を着実に推進する必要がある。

（建設交通部）

- がれき等を撤去し、緊急車両等の救護ルートの早期確保や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との連携体制を維持する必要がある。

（建設交通部）

（緊急交通路候補路線等の整備）

- 緊急交通路候補路線等について、災害時の交通体制を確保するため、信号機電源付加装置等、交通安全施設の整備を進める必要がある。

（警察本部）

(高規格道路のミッシングリンク解消)

- 復旧復興は災害に強い高規格道路を起点として行われることから、確実かつ円滑に救援・救助活動を行うため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消に向け取り組む必要がある。併せて、高速道路ネットワークの4車線化やスマートICの設置等による機能強化を図る必要がある。

(建設交通部)

(鉄道施設の耐震化)

- 乗降客の多い主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や国、市町村と連携しながら、耐震対策を促進する必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設、漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

(農林水産部、建設交通部)

- 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、山陰近畿自動車道をはじめとした高速道路や直轄国道の整備促進を図る必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(緊急輸送交通管制施設の整備)

- 信号柱、大型標識柱、交通監視カメラや交通規制表示板、信号機電源付加装置など交通安全施設等の整備を進める必要がある。

(警察本部)

(災害情報の収集体制の強化)

- 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、IoT・AI技術等を活用した情報収集等、体制を強化する必要がある。(再掲)

(危機管理部、政策企画部)

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

<指標：現状値>

- ・地籍調査進捗率 約 8%（令和元年度） [農林水産部]
- ・（再掲）府の耐震強化岸壁の延長 260m（令和 2 年度） [建設交通部]

（河川、海岸等の整備・耐震化及び機能保全の推進）

- 日本海側で想定される津波に備えて、国、府、市町や関係機関が連携し、設計津波に対応できる海岸保全施設等や河川堤防等の整備・耐震化の推進といったハード施策と警戒避難体制の整備等のソフト施策を組み合わせた津波防災対策を進める必要がある。（再掲）

（危機管理部、建設交通部）

- 津波からの避難を確実にを行うため、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化等の対策を関係機関が連携して進める必要がある。（再掲）

（建設交通部）

（河川管理施設、海岸保全施設及び港湾施設等の整備、維持管理等）

- 大規模津波による災害が想定される河川、海岸、港湾等の施設や府民が避難する際の誘導に活用される道路情報板等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適正な管理に努め、津波襲来時にもこれらの施設等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とも連携した計画的な修繕や改築工事等を進めていく必要がある。（再掲）

（建設交通部）

（津波避難体制の整備）

- 日本海沿岸市町における津波浸水想定を平成 28 年 3 月に設定し、津波災害警戒区域を平成 29 年 3 月に指定したことから、今後は市町における避難計画の整備・充実に支援する必要がある。（再掲）

（危機管理部）

（国、府、市町村連携による防災対策）

- 市町村の求めに応じて、国、府、市町村等で構成する協議会を設置し、大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う必要がある。（再掲）

（危機管理部）

(災害に強い情報通信基盤の整備)

- 府民への迅速な情報伝達や防災関係機関相互の情報共有を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワーク完全二重化や光ファイバネットワーク経路の複線化、防災行政無線のデジタル化整備等、通信システムの業務継続性の確保や強化を促進する必要がある。(再掲)

(危機管理部、政策企画部)

(災害情報の迅速・的確な把握)

- 災害情報の的確な把握や情報共有を推進するため、進化したデジタル技術をスマートフォンやタブレット端末等を通じて活用し、現場から災害情報を迅速に収集する必要がある。(再掲)

(危機管理部、政策企画部、建設交通部)

(防災拠点施設等における電源の確保)

- 防災拠点施設等において、電力供給停止に備え、自家発電機や予備蓄電池等を適切に設置しておく必要がある。(再掲)

(総務部、施設所管部局)

(関係機関等による情報連絡体制の整備)

- 緊急時の連絡体制を強化するとともに、警察や消防等の防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る必要がある。(再掲)

(危機管理部、警察本部)

(地籍調査の推進)

- 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備するため、地籍調査を進める必要がある。

(農林水産部)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

<指標：現状値>

- ・（再掲）防災拠点施設（庁舎、警察署、避難所等）の耐震化率 94.4%（令和元年度）〔危機管理部〕
 - ・（再掲）大規模集客施設（文化会館、公民館等）の耐震化率 72.5%（令和元年度）〔危機管理部〕
 - ・（再掲）私立学校（幼・小・中・高）の耐震化率 91.0%（令和2年度）〔文化スポーツ部〕
 - ・（再掲）災害拠点病院の耐震化率 92.3%（令和2年度）〔健康福祉部〕
 - ・（再掲）社会福祉施設の耐震化率 89.1%（平成29年度）〔健康福祉部〕
 - ・（再掲）住宅の耐震化率 約88%（令和2年推計値）〔建設交通部〕
 - ・（再掲）要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率 約81%（令和2年度）〔建設交通部〕
 - ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の整備率 89.0%（令和元年度）〔建設交通部〕
 - ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 192箇所の内157箇所（令和元年度）
〔建設交通部〕
 - ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率（路面段差防止対策）89.5%（令和2年度）
〔建設交通部〕
 - ・（再掲）公立学校（幼・小・中）の耐震化率 99.6%（令和2年度）〔教育委員会〕
- ※公立高等学校の耐震化率 100.0%（平成28年度）

（密集市街地対策）

- 大規模地震による市街地火災のリスクが高い危険な密集市街地については、既存建築物の耐震化や不燃化、建替えなどを促進する必要がある。また、災害時の避難場所や延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の整備を面的に行う土地区画整理事業及び公園緑地整備事業を市町村と連携しながら推進する必要がある。（再掲）

（危機管理部、建設交通部）

- 密集市街地内の建築物の耐震化や不燃化、倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行う等の取組を進める必要がある。

（建設交通部）

（住宅・建築物等の耐震化）

- 住宅の耐震化率は、約88%（令和2年推計値）であり、一定の進捗がみられるが、京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化を含めた幅広い減災対策を施した住宅（減災化住宅）への改修等を一層促進する必要がある。（再掲）

（危機管理部、建設交通部）

- 防災拠点施設等の耐震化を計画的に進め、耐震状況を公表するとともに、天井崩壊防止対策、消防法施行令（昭和36年政令第37号）の平成19年6月改正により義務付けられたスプリンクラー整備、エレベーターの安全に係る技術基準の指導・啓発等、安全性を確保していく必要がある。（再掲）

（危機管理部、総務部、文化スポーツ部、健康福祉部、教育委員会）

- 学校、公民館、医療施設、社会福祉施設、社会教育施設等の公的な施設の耐震化は進捗途上にある。これらの施設は避難場所や救護用施設として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。（再掲）

（危機管理部、府民環境部、文化スポーツ部、健康福祉部、建設交通部、教育委員会）

- ホテルや旅館等の多数の者が利用する建築物及び避難の際に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち、耐震診断によって耐震性が不足していることが判明した大規模な建築物については、耐震改修等により耐震化を更に促進する必要がある。（再掲）

（危機管理部、全部局）

- 不特定かつ多数の者が利用する建築物及び地震の際の避難に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）の耐震化率は、約81%（令和2年度）であり、地震時に倒壊した場合に甚大な被害が生じるおそれがあることから、京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、計画的に耐震化を促進する必要がある。（再掲）

（建設交通部）

（火災発生の防止対策）

- 災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動等について府民に啓発する必要がある。（再掲）

（危機管理部）

（救助体制の強化のための耐震化）

- 消火活動、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等や避難路について、道路橋の耐震化や無電柱化、法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を着実に実施する必要がある。

（建設交通部）

（文化財の防火対策）

- 文化財所有者等による防災設備の整備や日常点検、防火訓練等の実施を支援する必要がある。

（文化スポーツ部、教育委員会）

- 市町村と連携し、文化財所有者等と地域住民等との共助体制の構築に向けた支援を行う必要がある。

（文化スポーツ部、教育委員会）

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(海岸・港湾施設の整備等)

- 海岸施設の点検を実施し、避難施設、避難路の整備等を進める必要がある。
(建設交通部)
- 被災地支援を考慮した港湾施設の整備及び整備計画の策定を進める必要がある。
(建設交通部)

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 住宅の耐震化率 約 88% (令和 2 年推計値) [建設交通部]

(緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化等)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等や避難路について、沿道の建築物の耐震化や法面防災対策等を着実に実施する必要がある。
(建設交通部)
- 電柱等の倒壊により道路が閉塞されることを防ぐため、市街地等の幹線道路等特に対応が必要な重点路線を選定し、無電柱化等を計画的に推進していく必要がある。
(建設交通部)
- 道路の陥没による交通麻痺を防ぐため、前兆現象である路面の沈下やひび割れ等の異常について、日常の道路パトロール等において、早期発見に努める必要がある。
(建設交通部)

7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

<指標：現状値>

- ・（再掲）調査を要する防災重点農業用ため池の調査率 5.7%（令和元年度） [農林水産部]
- ・（再掲）防災重点農業用ため池に係るハザードマップ作成率 48.3%（令和元年度）
[農林水産部]
- ・（再掲）土砂災害防止法（平成12年法律第57号）による土砂災害警戒区域等の指定
約98%（令和元年度） [建設交通部]
*全国 土砂災害警戒区域（推計値） 約93%（令和元年度）
- ・（再掲）土砂災害から保全される人家戸数 1.2万戸（令和元年度） [建設交通部]
*全国 約108万戸（平成24年度）
- ・（再掲）土砂災害から保全される要配慮者利用施設及び避難所の施設数 [建設交通部]
要配慮者利用施設 39施設（令和元年度）、避難所 122施設（令和元年度）
- ・（再掲）土石流対策施設等の整備済数 413箇所（令和元年度） [建設交通部]
- ・（再掲）地すべり防止施設の整備済数 22箇所（令和元年度） [建設交通部]
- ・（再掲）急傾斜地崩壊防止施設の整備済数 280箇所（令和元年度） [建設交通部]
- ・（再掲）下水道による都市浸水対策達成率 75.6%（令和元年度） [建設交通部]

（関係機関の連携強化と避難体制の強化）

- 平成25年台風第18号においては、府内の天ヶ瀬ダム等でただし書き操作（異常洪水時防災操作）による緊急放流を行い、日吉ダム、大野ダムではサーチャージ水位（洪水時設計水位）を超えるなど切迫した状況となった。今後、この教訓を踏まえ、サーチャージ水位を超える出水も想定して国、府、市町村等、関係機関との一層の連携強化と府民への情報提供、避難体制の強化を図る必要がある。

（建設交通部）

（危険情報の収集・提供体制の確立）

- 土砂災害、地すべり、重要施設の耐震化・液状化・排水等に係るハード・ソフト対策を適切に組み合わせて推進するとともに、河川堤防、道路・橋梁の被害状況等を早期に収集し、関係機関及び府民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。

（建設交通部）

(農業用水利施設の防災対策)

- 人的被害を及ぼすおそれのある防災上重要となる農業用ため池（防災重点農業用ため池）を中心として、老朽化したため池等農業用水利施設の適切な維持管理を行う。また、防災重点農業用ため池に係るハザードマップの作成・公表などのソフト対策を進め、府民の防災意識の向上を図る必要がある。（再掲）

（農林水産部）

(河川管理施設等の適切な維持管理等)

- 河川堤防、樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設、海岸保全施設及び雨水幹線等の下水道施設について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、集中豪雨時等でも施設の機能が確実に発揮されるよう、海岸保全施設の機能保全や老朽化対策を着実に進める必要がある。（再掲）

（建設交通部）

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

(企業の防災対策)

- 化学物質や毒物・劇物を保有する企業における適正管理、必要な資機材の整備、訓練の実施や事故発生を想定したマニュアル整備を促進する必要がある。

（危機管理部、商工労働観光部）

(特別管理廃棄物の処理)

- アスベストやPCB等の特別管理廃棄物の適正処理を進める必要がある。

（府民環境部）

(災害対応能力の向上)

- 警察、自衛隊、消防、TEC-FORCE等と連携した広域受援計画の策定を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、関係各機関や府、市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。（再掲）

（危機管理部、建設交通部、警察本部）

(二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)

- ガス供給施設等の被害状況、環境モニタリングデータ等を早期に収集し、関係機関及び府民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。

（危機管理部、府民環境部）

7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃

<指標：現状値>

- ・農と環境を守る地域協働活動（日本型直接支払のうち多面的機能支払）の取組面積
93.3%（令和元年度） [農林水産部]
- ・中山間地域等直接支払交付金（日本型直接支払のうち中山間地域等直接支払）の取組面積
99.0%（令和元年度） [農林水産部]
- ・（再掲）山地災害危険地区の整備数 1,666 箇所（平成 30 年度） [農林水産部]
- ・（再掲）間伐実施面積 2,208ha（令和元年度） [農林水産部]
- ・（再掲）地籍調査進捗率 約 8%（令和元年度） [農林水産部]
- ・（再掲）土砂災害防止法（平成 12 年法律第 57 号）による土砂災害警戒区域等の指定
約 98%（令和元年度） [建設交通部]
- *全国 土砂災害警戒区域（推計値）約 93%（令和元年度）
- ・（再掲）土砂災害から保全される人家戸数 1.2 万戸（令和元年度） [建設交通部]
- *全国 約 108 万戸（平成 24 年度）
- ・（再掲）土砂災害から保全される要配慮者利用施設及び避難所の施設数 [建設交通部]
　要配慮者利用施設 39 施設（令和元年度）
　避難所 122 施設（令和元年度）
- ・（再掲）土石流対策施設等の整備済数 413 箇所（令和元年度） [建設交通部]
- ・（再掲）地すべり防止施設の整備済数 22 箇所（令和元年度） [建設交通部]
- ・（再掲）急傾斜地崩壊防止施設の整備済数 280 箇所（令和元年度） [建設交通部]

（災害危険箇所の整備）

- 山地災害危険地区のうち被害発生リスクの高い箇所を早急に特定し、優先度の高い地区への治山ダムの設置や森林整備等の治山事業を実施する必要がある。
(農林水産部、建設交通部)

（森林の整備・保全）

- 山地災害を未然に防ぐため、被害発生リスクの高い箇所において治山・森林整備事業等を実施し、万が一災害が発生してもその被害規模が最小限に抑えられるよう、危険木の処理や再造林などによる森林管理を迅速かつ適切に実施する必要がある。
(再掲)
(農林水産部)

(農地・農業用施設の保全管理)

- 農地や農業用施設を保全するための協働活動を推進するとともに、都市農地の防災協力農地への活用拡大など、生産緑地地区を中心とした農地の多面的な活用を推進する必要がある。

(農林水産部)

- 所有者不明農地については、関係法令に基づく「不明所有者の見なし同意」制度の活用により、適正な農地の管理を促すとともに、地すべりにより農地等が流亡・埋没するおそれのある地域について、農地等の保全のための地すべり防止対策を実施する必要がある。

(農林水産部)

(地籍調査の推進)

- 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備するため、地籍調査を進める必要がある。(再掲)

(農林水産部)

(自然公園等施設の整備)

- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、自然公園等の設備の整備・長寿命化対策を実施する必要がある。

(府民環境部)

7-7 原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散

<指標：現状値>

- ・原子力総合防災訓練等の開催数 1回(福知山市)(平成30年度) [危機管理部]

(避難(〇 I L 1等)時の避難道路の整備、避難車両・運転員の確保等)

- 緊急防護措置(〇 I L 1等)時に緊急時モニタリングを迅速かつ効率的に実施できる体制を整える必要がある。また、避難道路の確保、他県からの流入車両による渋滞対策、避難行動要支援者用を含めた避難車両・運転員の確保、安定ヨウ素剤の配布方法等について、訓練等を通じて、避難計画を継続的に見直し、実効性を高める必要がある。

(危機管理部、府民環境部、健康福祉部、建設交通部)

7-8 大規模災害と感染症のまん延が同時期に発生することによる社会生活機能の停止

(市町村との連携)

- 市町村等と連携し、新たな感染症に迅速に対応できる体制を構築する必要がある。
(再掲)

(危機管理部、健康福祉部)

(防疫対策)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、市町村等と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、消毒や害虫駆除等を行う体制を構築する必要がある。

(健康福祉部)

- マスク、ガウン、医療用手袋等のPPE（個人防護具）の多くは海外で生産されており、各国の輸出規制などにより感染症のまん延時には供給が不安定となるため、消毒用アルコールを含め医療資材の備蓄をする必要がある。

(健康福祉部)

(まん延防止のための情報発信)

- 感染状況や経済情勢等を踏まえた適切な対策に時期を逸することなく取り組むとともに、府民や事業者に対して必要な情報発信を行う必要がある。

(危機管理部、健康福祉部)

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物の処理の推進)

- 市町村等の廃棄物処理施設の耐震化を促進する必要がある。
(府民環境部)
- 災害廃棄物処理計画の見直しを適宜行うとともに、一時期に大量に発生することが予想される災害廃棄物や海岸漂着物等を速やかに処理できる体制を構築し、維持する必要がある。
(府民環境部)

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(大規模な災害からの復興)

- 地域の社会経済活動への影響を踏まえつつ、国や市町村との適切な役割分担の下、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建や経済の復興等を図る必要がある。
(危機管理部、全部局)

(生活と住居の再建支援)

- 被災に備え、地域コミュニティの維持・活用や復興のための組織の立ち上げなどにより、復興まちづくり支援が円滑に進む体制を強化する必要がある。
(危機管理部、全部局)

(建設業等の担い手の確保・育成等)

- 地震・津波、浸水、土砂災害、雪害等の災害時において、がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保や河川等の復旧・復興を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。
(建設交通部)

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(低地地域の河川施設の耐震化等)

- 堤防、水路橋、排水機場の耐震化を促進する必要がある。
(建設交通部)
- 市町村が管理する河川施設の改良整備を促進する必要がある。
(建設交通部)

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 防災拠点施設 (庁舎、警察署、避難所等) の耐震化率 94.4% (令和元年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 大規模集客施設 (文化会館、公民館等) の耐震化率 72.5% (令和元年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 自主防災リーダーの養成数 600人 (令和元年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 自主防災組織の組織率 90.6% (令和元年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 消防団員の充足率 89.3% (令和2年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 私立学校 (幼・小・中・高) の耐震化率 91.0% (令和2年度) [文化スポーツ部]
- ・ (再掲) 社会福祉施設の耐震化率 89.1% (平成29年度) [健康福祉部]
- ・ (再掲) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率 約81% (令和2年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 地域の消防等の行政機関との間で共同訓練等を実施している府立学校の割合 14.7% (平成30年度) [教育委員会]

(不特定多数の者が利用する施設の耐震化等)

- 学校、公民館、医療施設、社会福祉施設、社会教育施設等の公的な施設の耐震化は進捗途上にある。これらの施設は避難場所や救護用施設として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。(再掲)
(危機管理部、府民環境部、文化スポーツ部、健康福祉部、建設交通部、教育委員会)
- 不特定かつ多数の者が利用する建築物及び地震の際の避難に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち大規模なもの(要緊急安全確認大規模建築物)の耐震化率は、約81%(令和2年度)であり、地震時に倒壊した場合に甚大な被害が生じるおそれがあることから、京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、計画的に耐震化を促進する必要がある。(再掲)
(建設交通部)

(文化財の防火対策)

- 文化財所有者等による防災設備の整備や日常点検、防火訓練等の実施を支援する必要がある。(再掲)

(文化スポーツ部、教育委員会)

- 市町村と連携し、文化財所有者等と地域住民等との共助体制の構築に向けた支援を行う必要がある。(再掲)

(文化スポーツ部、教育委員会)

(地域防災力の強化)

- 地域毎に意見交換しながら地区防災計画や水害等避難行動タイムラインを作成し、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等、地域防災力の充実・強化を図る必要がある。(再掲)

(危機管理部、教育委員会)

(防災教育の実施)

- 毎年、全校で学校安全計画及び危機等発生時対処要領の確認・改善を促進するとともに、市町村や地域、専門家等と連携し、避難訓練への参画や防災ワークショップの実施、防災マップづくりなど、防災教育を推進する必要がある。

(危機管理部、教育委員会)

(消防団員の確保・育成)

- 消防団への加入を進めるとともに、消防団員OBの活用や府立消防学校による消防団員の教育訓練等により、消防団員の養成を行う必要がある。(再掲)

(危機管理部)

8-5 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 地籍調査進捗率 約 8% (令和元年度) [農林水産部]

(生活と住居の再建支援)

- 大規模地震等により被災した住宅の再建を円滑に進めるため、地震保険の普及・啓発に努め、加入を促進するほか、相互扶助により隙間を埋める「互助」の仕組みの構築が必要である。

(危機管理部)

(地籍調査の推進)

- 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備するため、地籍調査を進める必要がある。(再掲)

(農林水産部)

(建設業等の担い手の確保・育成等)

- 地震・津波、浸水、土砂災害、雪害等の災害時において、がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保や河川等の復旧・復興を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(ライフラインの早期復旧)

- 災害時に的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から府と各ライフライン事業者間の連携を強化する必要がある。(再掲)

(危機管理部)

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による京都府経済への甚大な影響

<指標：現状値>

- ・食の安心・安全について講演会等による情報提供回数 年9回(令和元年度) [農林水産部]
- ・府内産農林水産物の放射性物質検査数 年41検体(令和元年度) [農林水産部]

(観光業や農林水産業の風評被害対策)

- 正しい情報の迅速・的確な提供による災害発生後の風評被害を防止する体制づくりや、観光客等の誘客キャンペーンの実施、府内産農林水産物の販売促進等による早期復興を目指した支援の仕組みづくりを平時から進める必要がある。

(商工労働観光部、農林水産部)

第4章 国土強靱化の推進方針

1 国土強靱化に関する施策分野

本計画の対象とする国土強靱化に関する施策分野は、次の11の個別の施策分野と4つの横断的分野とする。

[個別施策分野]

- (1) 行政機能／警察・消防等
- (2) 住宅・都市／環境
- (3) 保健医療・福祉
- (4) エネルギー
- (5) 情報通信
- (6) 産業構造／金融
- (7) 農林水産
- (8) 交通・物流
- (9) 国土保全／国土利用
- (10) 中央官庁機能バックアップ等
- (11) 伝統・文化の保全

[横断的分野]

- (A) リスクコミュニケーション
- (B) 人材育成
- (C) 官民連携
- (D) 老朽化対策

2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針

1で設定した15の施策分野毎の国土強靱化の推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を次に示す。

これら15の推進方針は、第3章の2で想定した「起きてはならない最悪の事態」に対して設定した8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野毎に分類してとりまとめたものである。

これらの間には相互依存関係があることから、それぞれの分野における施策の推進に当たっては、主管する部局等を明確にした上で関係する府省庁・地方公共団体等と進捗状況等のデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性及び効率性が確保できるよう十分に配慮することとする。

また、本章で定める推進方針と関連した事業について別紙に記載する。

※【 】はそれぞれの施策項目に対応する第3章に記載の「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載

[個別施策分野]

(1) 行政機能／警察・消防等

(防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策)

【1-1、2-3、2-4、3-3、4-1、6-5、7-1、8-1、8-4】

- 防災拠点施設における災害時の安心安全を確保するため、非構造部材を含めた耐震化の完了を目指すとともに、施設の老朽化対策、代替施設の確保、設備のバックアップ措置・体制の確保等防災拠点機能の維持を着実に図る。

(危機管理部、総務部、教育委員会、施設所管部局)

- 防災拠点としての庁舎における行政機能を維持するため、停電時における電源を確保する。

(総務部、施設所管部局)

- 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、耐震化の推進等、警察施設の機能向上や通信機能等の向上を図る。

(警察本部)

- 災害時の廃棄物処理機能を確保するため、市町村の廃棄物処理施設の耐震化の推進を支援する。

(府民環境部)

- 隣保館の多くが避難所に指定されていることから、耐災害性強化（耐震化、エレベーターの設置、水害対策及び非常用自家発電設備対策）の取組を進める。

(府民環境部)

(災害対策本部の運営強化等)

【3-3】

- 防災の総合的な計画である地域防災計画及び災害対応に係る活動や職員個々の役割を明確にした京都府庁地震業務継続マニュアルを社会環境等の変化に応じて見直す。

(危機管理部)

- 自然災害等のあらゆる危機事象に迅速・的確に対応し、近年充実が図られている国等の応援体制にも対応するため、常設の危機管理センターを設置していく。

(危機管理部)

- 初動体制を充実・強化するとともに、十分な耐震性のない庁舎について耐震化を進めるとともに、代替拠点を確保する。

(危機管理部、総務部、庁舎所管部局)

(応援・受援体制の強化)

【1-1、1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、2-3、3-3、4-1、5-3、6-5、7-5】

- 平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるとともに、企業・団体等との応援協定を締結するなど、オール京都の連携・応援体制を構築する。

(危機管理部)

- 警察、自衛隊、消防、TEC-FORCE等の広域受援体制を強化し、災害対策要員や資機材、物資等を確保する。また、平時から、国や関西広域連合、他の地方公共団体との連携強化、広域災害を想定した遠隔都道府県との連携強化、京阪神都市圏・近畿圏広域防災拠点の整備促進を図るとともに、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「関西防災・減災プラン」、「関西広域応援・受援実施要項」、「南海トラフ地震応急対策マニュアル」等に基づく広域的な応援・受援体制を整備し、訓練を実施すること等により、その実効性を常に向上させる。さらに、海外からの救援部隊等の支援の受入れ体制の整備を検討する。

(危機管理部、警察本部、全部局(災害毎に所管が異なる))

- 避難所の運営体制を整備するとともに、市町村、学校、地元自治会等と連携して避難所開設時の初動体制確保のための訓練を促進する。

(危機管理部、教育委員会)

(市町村及び部局間の連携強化)

【1-1、1-3、1-4、1-5、2-1、3-3、4-1、6-4、6-5、7-8】

- 令和3年度に更新する総合防災情報システムを効率的に活用した訓練や災害対策本部会議訓練、市町村に情報連絡員を派遣する体制の確立・維持や訓練、救助・救出活動や物資搬送等の市町村との共同防災訓練、市町村と協働した被災者の生活再建支援システムの構築等により、災害発生時に市町村や部局間で円滑に情報を共有し、連携して大規模災害や複合災害に対する応急対策や復旧・復興対策を実施できるよう、平時から連携体制を強化する。

(危機管理部)

(救助・救出活動の能力向上)

【1-3、2-2、2-3、3-1、3-3】

- 発災時、直ちに対応する警察署員のレスキュー技能向上のため、機動隊等におけるレスキュー技能指導員の育成・強化を図るとともに、訓練施設を活用して実践的な訓練を反復実施し、災害対応力を維持する。
(警察本部)
- 正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行うため、自治体、警察、消防と地元消防団、自治会等との連携を強化するとともに、地元消防団を中心とする中山間地域のふるさとレスキューに取り組む。
(危機管理部、警察本部)
- 被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊（広域警察航空隊）、消防、自衛隊等による広域受援体制を確立するため、活動拠点となるヘリポート等の機能強化を図る。
(危機管理部、警察本部)
- 研修・教育等を積極的に実施し、府職員等の災害対応能力を向上させる。また、孤立する可能性がある地域を事前に把握する。
(危機管理部、健康福祉部)

(物資等の備蓄、供給対策)

【2-1、5-7】

- 「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき計画的な備蓄を進めるとともに、関西広域連合との連携や民間物流事業者との協定に基づき、効率的な物資の調達・提供体制を確保する。
(危機管理部)

(行政における業務継続体制の確立)

【3-3】

- B C P の検証と見直しを随時行い、地域防災計画にその考え方を反映することなどにより、業務継続体制の充実を図る。併せて、府内の全市町村における B C P の充実・見直しを促進する。
(危機管理部、全部局)

(大規模な災害からの復興)

【8-2】

- 地域の社会経済活動への影響を踏まえつつ、国や市町村との適切な役割分担の下、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建や経済の復興等を図る。
(危機管理部、全部局)

(警察機能の維持対策の推進)

【2-3、3-1】

- 警察機能の不全に備えて確保している警察署の代替施設への移転訓練を行うなど、平時から管内情勢を踏まえた機能維持対策を推進する。
(警察本部)
- 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、警察による警備体制の充実・強化を行う。
(警察本部)

(原子力災害対策の推進)

【7-7】

- 原子力発電所における安全対策に関し、国や電気事業者から、ハード面やソフト面での安全対策の実施状況等を聴取するとともに、地域協議会や専門家の意見等を踏まえ、必要な見直しを求めることで、更なる安全性の向上を図る。
(危機管理部)
- 福井県内の原子力発電所における過酷事故に伴う放射性物質の放出・拡散から避難行動要支援者を含む府民の安全を確保するため、訓練等を通じて、避難計画を継続的に見直し実効性を確保する。
(危機管理部)
- 住民の被ばくを低減するため、モニタリング体制の充実を図る。
(府民環境部)

<重要業績指標>

- ・ 防災拠点施設（庁舎、警察署、避難所等）の耐震化率（全 4,505 棟中）
94.4% (令和元年度) → 100.0% (令和7年度) （危機管理部、施設所管部局）
- ・ 重点備蓄品目充足率(府+市町村)（全（飲料水・毛布）315,485 リットル・枚中）
飲料水 232.8%、毛布 114.7%、その他品目 100%以上(令和元年度)
→ 維持(各年度) （危機管理部）
- ・ 原子力総合防災訓練等の開催数 1回（各年度） （危機管理部）

(2) 住宅・都市／環境

(住宅の耐震化)

【1-1、7-1】

- 十分な耐震性を有していないものが多い昭和 56 年以前に建築された木造住宅等については、京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化を含めた幅広い減災対策を施した住宅（減災化住宅）への改修等を一層促進する。

(危機管理部、建設交通部)

- 耐震診断の必要性やその助成措置等を周知することにより耐震診断を促進するとともに、耐震性が不足していると診断された住宅の改修を支援するため、市町村と連携して、耐震改修に関する助成制度、税制優遇措置の周知を図り、耐震改修等を促進する。

(危機管理部、建設交通部)

(多数の者が利用する建築物等の耐震化)

【1-1、2-4、5-2、6-1、6-4、7-1、8-4】

- ホテルや旅館等の多数の者が利用する建築物及び避難の際に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち、耐震性が不足していると診断された大規模な建築物及び防災拠点施設について、耐震化や天井板の改修等を計画的に促進する。

(危機管理部、全部局)

- 不特定かつ多数の者が利用する建築物及び地震の際の避難に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）で耐震性が不足していると診断された建築物について、京都府建築物耐震改修促進計画に基づいて、耐震化を計画的に促進する。

(建設交通部)

- 乗降客の多い主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や国、市町村と連携しながら、耐震対策を促進する。

(建設交通部)

(学校施設の耐震化等施設整備)

【1-1、7-1、8-4】

- 学校施設は、児童・生徒等の学習、生活等の場であるだけでなく、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割が求められていることから、学校設置者は、耐震化の完了した校舎等の構造体のほか、つり天井等の非構造部材の耐震化もできるだけ早期に実施し、学校施設全体の耐震化及び老朽化対策を計画的・効率的に推進する。

(文化スポーツ部、教育委員会)

(建築物の応急危険度判定及び宅地の危険度判定)

【1-1】

- 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成講習会を開催するとともに、近畿府県及び市町村等と連携を図って実地・連絡訓練、研修会を開催することにより、危険度判定をすみやかに実施するための体制を充実・強化する。

(危機管理部、建設交通部)

(室内の安全対策、火災発生防止対策の推進)

【1-2、2-3、7-1】

- ホームページ、パンフレット等を活用して、家具の固定等室内の安全対策の重要性について周知を強化するほか、自主防災組織等と連携して家具転倒防止対策やガラス窓飛散防止対策等を推進する。

(危機管理部、建設交通部)

- 災害発生時も利用可能な消防水利の整備を市町村と協力して進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動や、住宅用消火器の普及、住宅用防災警報器（住宅用火災警報器）の設置義務の啓発や感震機能付きマイコンメーターの普及を図り、火災発生防止対策を進める。

(危機管理部)

(地震や火災に強いまちづくり等の推進)

【1-1、1-2、7-1、7-3】

- 大規模地震による市街地火災等から避難者の生命を守るため、既存建築物の耐震化や建替えなどを促進することにより、密集市街地対策を含めた災害に強いまちづくりを進める。

(危機管理部、建設交通部)

- 災害時の避難場所、延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の整備を面的に行う、土地区画整理事業及び公園緑地整備事業等を市町村と連携しながら推進する。

(危機管理部、建設交通部)

- 倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起等の取組を進める。

(建設交通部)

- 大規模盛土造成地について、地震時に滑動崩落が生じるおそれのある箇所を調査し、滑動崩落の予防のための対策を検討し、実施することにより、甚大な宅地被害を防止する。

(建設交通部)

(ライフライン施設の応急復旧体制の構築等)

【2-1、2-6、4-1、4-2、5-2、6-1、6-2、6-3、7-5、8-1、8-2、8-5】

- がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保や適切な交通規制を実施できる体制の整備、関係機関等との災害時応援協定の締結等、災害復旧に係る協力体制を継続的に確保する。

(危機管理部、建設交通部、警察本部)

- 鉄道及びライフライン事業者は、必要となる人材の確保や資機材の配備、事業継続計画の見直し等を行い、業界を越えた応急復旧体制の構築を図る。

(危機管理部)

- 電気、ガス、上・下水道、通信等ライフラインの機能が維持できるよう、それぞれの施設の特性を踏まえた耐震化・二重化等を進め、平時から適切な維持管理を行う。

(危機管理部、府民環境部、建設交通部)

- 災害時に、的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から協議会の開催や訓練の実施等により、府と各ライフライン事業者間の連携を強化する。

(危機管理部、府民環境部)

(下水道施設の耐震化等)

【2-6、6-3】

- 汚水処理機能を確保するため、終末処理場や幹線管渠の耐震化及び老朽化対策を着実に進める。

(建設交通部)

(府営水道施設の耐震化等)

【5-2、5-8、6-1、6-2】

- 府営水道施設の耐震化を着実に推進するため、耐震化計画の策定やアセットマネジメントの実施により、効率的かつ効果的な整備に取り組む。
(府民環境部)
- 府営水道施設については老朽化対策及び耐震化を計画的に進めており、送水管路の耐震化についても更新に併せて計画的に実施する。
(府民環境部)

(緊急輸送道路等の確保・整備)

【1-3、2-1、2-2、2-5、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、6-5、7-1、7-3】

- 日常の道路パトロール等、適切な維持管理に努めるとともに、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等や避難路について、橋梁の耐震化や法面防災対策等を着実に実施する。
(建設交通部)
- 電柱等の倒壊により道路が閉塞されることを防ぐため、市街地等の幹線道路等特に対応が必要な重点路線を選定し、無電柱化等を計画的に推進する。
(建設交通部)
- 府内の防災拠点施設への円滑な通行を確保するため、府及び市町村が連携し、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する。
(建設交通部)

(被災者の生活対策)

【1-1、2-1、2-6、7-1、8-4】

- 避難所となる施設の耐震化等を推進するとともに、被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて被災者の健康管理や避難所の衛生管理、正確な情報発信等を適切に行う体制を確保する。
(危機管理部、府民環境部、健康福祉部)
- 避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及や断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保、放浪動物・危険動物の保護・収容体制の確立等衛生環境の維持体制を確立する。
(危機管理部、府民環境部、健康福祉部)
- 避難所等において、マンホールの上に便座等を設けることにより、迅速にトイレ機能を確保できる「マンホールトイレ」の整備について、市町村を支援する。
(建設交通部)

(迅速な被害認定調査、罹災証明の発行のための体制整備)

【1-1】

- 大規模災害時は被害が広範囲に及び、また発災直後は被害認定調査員の確保が困難となる可能性があるため、市町村と協働して構築した被災者の生活再建支援システムを活用し、円滑な支援体制を強化する。

(危機管理部)

(生活と住居の再建支援)

【2-3、8-2、8-4、8-5】

- 被災者に対する支援・各種相談体制を迅速に整備して早期復興を可能とするため、平時から、地域コミュニティの強化、災害ボランティア活動、企業による地域貢献活動の環境整備等、「共助」の推進に寄与する取組を支援する。

(危機管理部)

- 被災した際、地域コミュニティの維持・活用や復興のための組織の立ち上げなどにより、復興まちづくり支援が円滑に進む体制を強化する。

(危機管理部)

- 多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅等の活用や民間の宿泊施設・賃貸住宅等を利用した多様な応急仮設住宅を確保する仕組の実効性を高めるとともに、平時から応急仮設住宅の建設適地の選定を行い、仮設住宅建設の体制整備を図り、入退きの基準をあらかじめ決めておくなど、早期に仮設住宅に入居ができる体制を整備する。

(知事直轄組織、危機管理部、建設交通部)

- 大規模地震等により被災した住宅の再建を円滑に進めるため、地震保険の普及・啓発に努め、加入を促進するほか、相互扶助により隙間を埋める「互助」の仕組として全国規模の「住宅再建共済制度」の創設について国に働きかける。

(危機管理部)

(帰宅困難者の安全確保)

【1-1、2-4、7-1、8-4】

- 観光客を含む帰宅困難者に対する情報提供、避難場所の確保、帰宅支援ステーションの充実等、支援体制を整備し、その安全を確保する。

(危機管理部、商工労働観光部)

- 避難所やホテル・旅館の耐震化を進めるとともに、一時避難所として中規模ホテル・旅館をはじめとする民間の施設が活用できるよう、避難所としての指定を促進する。

(危機管理部、商工労働観光部、建設交通部)

- 大規模災害時に鉄道が不通となった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、被害の状況に応じて公共交通事業者と連携し、代替輸送手段の確保等に努める。

(危機管理部、建設交通部)

- 帰宅困難者が発生した時に、市町村、関係事業者と警察等と連携して、地域に応じた対策を円滑に推進できるよう、支援策を充実させる。併せて、企業等に対しては従業員の帰宅困難対策の重要性を啓発し、対策を促す。

(危機管理部、警察本部)

- 関西広域連合と連携し、災害時帰宅困難者に係る支援協定の締結事業者をさらに拡大していく。

(危機管理部)

(観光客の安全確保)

【2-4、4-1】

- 観光客支援マニュアルの整備や訓練等の実施、避難施設等の情報の提供体制を構築するなど、各市町村に応じた災害時における観光客保護対策を促進する。

(危機管理部、商工労働観光部)

- 総合防災情報システム等を活用し、交通機関の運行状況をリアルタイムで提供するとともに、外国人観光客等に対して、わかりやすい日本語、多言語やピクトグラム等デザイン化された視覚情報による情報提供を行う。また、災害時に大使館、領事館と迅速な情報共有ができるよう、平時から連携体制を構築する。

(知事直轄組織、危機管理部、商工労働観光部)

(災害廃棄物処理)

【7-5、8-1】

- 災害廃棄物処理計画の見直しを適宜行うとともに、産業廃棄物処理業者等と連携し、体制を維持・強化する。また、国や市町村と連携して、海岸漂着物等の回収・処理や特別管理廃棄物の適正処理を推進する。

(府民環境部)

(自然公園等の施設の復旧・長寿命化対策)

【7-6】

- 自然公園等の施設の整備・長寿命化対策をはじめ、激甚化する災害への対応を推進する。

(府民環境部)

<重要業績指標>

- ・ 大規模集客施設（文化会館、公民館等）の耐震化率（全 309 棟中）
72.5%（令和元年度）→ 100.0%（令和 6 年度）（危機管理部）
- ・ 家具固定率 25.1%（平成 28 年度）→ 65.0%（令和 7 年度）（危機管理部）
- ・ 府営水道の耐震化率 送水管路（全 75,721m 中）
43.2%（令和元年度）→ 54.0%（令和 4 年度）（府民環境部）
- ・ 私立学校（幼・小・中・高）の耐震化率（全 602 棟中）
91.0%（令和 2 年度）→ 概ね 100.0%（令和 7 年度）（文化スポーツ部）
- ・ 重要下水管渠における地震対策実施率（公共下水道）（全 1,577km 中）
32.5%（令和元年度）→ 38.0%（令和 7 年度）（建設交通部）
- ・ 重要下水管渠における地震対策実施率（流域下水道）（全 103km 中）
61.7%（令和元年度）→ 72.0%（令和 7 年度）（建設交通部）
- ・ 府管理の緊急輸送道路の整備率（全 657km 中）
89.0%（令和元年度）→ 90.2%（令和 7 年度）（建設交通部）
- ・ 府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策（全 192 箇所中）
157 箇所（令和元年度）→ 180 箇所（令和 7 年度）（建設交通部）
- ・ 府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率（路面段差防止対策）（全 258 橋中）
89.5%（令和 2 年度）→ 98.0%（令和 7 年度）（建設交通部）
- ・ 大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画の作成数
0 箇所（令和 2 年度）→ 1,278 箇所（令和 4 年度）（建設交通部）
- ・ 住宅の耐震化率 約 88%（令和 2 年推計値）→ 95%（令和 7 年度）（建設交通部）
- ・ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率 約 81%（令和 2 年度）→ 90%（令和 7 年度）
（建設交通部）
- ・ （再掲）防災拠点施設（庁舎、警察署、避難所等）の耐震化率（全 4,505 棟中）
94.4%（令和元年度）→ 100.0%（令和 7 年度）（危機管理部、施設所管部局）

(3) 保健医療・福祉

(医療・福祉施設の耐震化等) 【1-1、2-5、7-1、8-4】

- 医療施設・社会福祉施設等は、24 時間稼働が求められる施設であることも考慮しながら、建築物・設備の耐震化・老朽化対策を進め、設備のバックアップの確保を早急に図る。

(危機管理部、健康福祉部)

- 隣保館の多くが避難所に指定されていることから、耐災害性強化（耐震化、エレベーターの設置、水害対策及び非常用自家発電設備対策）の取組を進める。（再掲）

（府民環境部）

- 天井崩壊防止対策、消防法施行令（昭和36年政令第37号）の平成19年6月改正により義務付けられたスプリンクラー整備、エレベーターの安全に係る技術基準の指導・啓発等、医療・福祉施設の安全性を確保していく。

（健康福祉部）

（災害時の医療・救護体制の整備）

【2-2、2-3、2-5、7-7】

- 災害拠点病院の機能の充実を図るとともに、DMATの養成を進め、災害拠点病院や災害医療コーディネーターと連携した研修会・訓練を実施する。

（危機管理部、健康福祉部）

- ドクターヘリ等を活用した重症患者の広域搬送体制を構築するため、災害拠点病院のヘリポートやSCUを整備し、運用する。

（健康福祉部）

- 災害用医薬品について、府内の医薬品取扱事業者と委託契約を締結しており、流通備蓄方式による備蓄を充実するほか、医薬品、医療機器、医療ガス等について、関係団体と締結した優先供給に関する協定を基に、これらの確保体制を強化する。

（健康福祉部）

- 原子力災害医療体制の強化を図るとともに、安定ヨウ素剤の緊急配布や飲食物の検査により内部被ばくの危険から府民を守る体制を整備する。

（危機管理部、健康福祉部、農林水産部）

（災害看護ボランティアの災害対応能力の向上）

【2-5】

- 災害看護ボランティアの災害対応能力を向上させる。

（危機管理部、健康福祉部）

(感染症のまん延防止)

【2-6、3-3、7-8】

- 災害発生後の感染症の発生やまん延を防止するため、市町村と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、分散避難の促進や、感染拡大時の避難所の運営における有症者の隔離等について適切に対応できる体制を構築するなど、被災者の生活全般について衛生環境を整備する体制を構築する。

(危機管理部、健康福祉部)

- マスク、ガウン、医療用手袋等の P P E (個人防護具) や消毒用アルコール等の医療資材を安定的に備蓄する。

(危機管理部、健康福祉部)

(特別な配慮が必要な人への支援)

【2-5、2-6】

- 災害時の情報伝達体制の整備、安否確認や避難支援を行う者の確保、避難所生活における介助者の確保、個別避難計画の策定等、要配慮者支援の取組を進める。

(健康福祉部)

- 自主防災組織をはじめとする地域住民の助け合いによる要配慮者支援の取組をさらに促進する。

(危機管理部、健康福祉部)

- 高齢者や障害者等の要配慮者の避難体制を確保するため、避難行動要支援者名簿等を活用し関係者間での情報共有を進めるとともに、適切な支援を行える福祉避難サポートリーダーや福祉専門職からなる D W A T の養成を進める。

(健康福祉部)

<重要業績指標>

- ・ 社会福祉施設の耐震化率 (全 2,009 施設中)
89.1% (平成 29 年度) → 95.2% (令和 6 年度) (健康福祉部)
- ・ S C U の運用資機材の整備数 1 箇所 (令和 2 年度) → 2 箇所 (令和 7 年度) (健康福祉部)
- ・ 災害用医薬品流通備蓄量
27,000 人分 (17 薬効) (令和 2 年度) → 維持 (各年度) (健康福祉部)
- ・ 福祉避難サポートリーダーの養成数
延べ 1,598 人 (令和元年度) → 2,100 人 (令和 7 年度) (健康福祉部)
- ・ D M A T の養成数 59 チーム (令和元年度) → 64 チーム (令和 7 年度) (健康福祉部)
- ・ D W A T の養成数 延べ 155 人 (令和 2 年度) → 180 人 (令和 7 年度) (健康福祉部)

(4) エネルギー

(エネルギー供給の多様化)

【2-1、2-5、6-1】

- 温室効果ガスの排出抑制のみならず、府民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保のため、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図る。また、発電が不安定な再生可能エネルギーを補完するため、蓄電池や天然ガスコージェネレーション、燃料電池と組み合わせた普及を図る。

(府民環境部)

- 大規模災害等の気候変動による影響が深刻化する中、災害非常時にも利用可能な自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギー設備とEMSや蓄電池を組み合わせた「自立型再生可能エネルギー設備」、天然ガスコージェネレーション、燃料電池等）の導入促進を図る。

(府民環境部)

- 我が国のガスパイプラインは、太平洋側の大需要地域を中心に整備されている。しかしながら、南海トラフ巨大地震等を想定した国土強靱化の視点から、京都舞鶴港でのLNG基地や京阪神地域のバックアップ機能を担う舞鶴～三田（兵庫県）の幹線パイプライン及び日本海側の空白地帯（富山県～山口県）をカバーする幹線パイプラインの整備に取り組む。

(府民環境部)

- エネルギー供給の多様化・安全保障上の観点から、将来の純国産天然ガス資源として日本海沿岸の多数の地点で埋蔵が確認されている表層型メタンハイドレートの商業化や、再生可能エネルギー等多様なエネルギー源から製造が可能で、環境負荷の低減・省エネルギーにも寄与する水素を日常の生活や産業活動で利活用する「水素社会」の実現に向けた取組を促進する。

(府民環境部)

<重要業績指標>

- ・ 府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合
9.4%（令和元年度）→ 15.0%（令和7年度）（府民環境部）
- ・ 府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合
19.7%（令和元年度）→ 25.0%（令和7年度）（府民環境部）

(5) 情報通信

(府民への通信手段の確保)

【3-3、4-1、6-4、6-5】

- 府民への迅速な情報伝達や防災関係機関相互の情報共有を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワーク完全二重化や光ファイバネットワーク経路の複線化、防災行政無線のデジタル化整備等、通信システムの業務継続性の確保や強化を促進する。

(危機管理部、政策企画部)

- 災害の発生の防御や被害拡大の防止等を図るため、コミュニティ・エフェム等の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく協定締結報道機関に放送（報道）要請を行う。また、その実効性を確保するため、協定締結報道機関と災害発生時を想定した訓練を実施する。

(知事直轄組織、危機管理部)

(災害危険情報の収集・伝達体制の確立)

【3-3、4-1、4-2、4-3、6-4、6-5、7-4、7-5、7-7、7-8】

- 令和3年度に更新を予定している総合防災情報システムを効率的に活用した訓練を実施する。

(危機管理部)

- 市町村による警戒避難体制づくりを支援し、住民自らの迅速かつ的確な避難に役立てるため、水位計・防災カメラ等から得られる防災情報について、よりわかりやすい形でインターネット等を通じて安定的に公開する。

(建設交通部)

- 緊急情報を伝達するJ-ALERTをはじめ、地上デジタル放送、携帯情報端末等、多様な情報伝達手段を整備し、災害危険情報の迅速・的確な把握や府民への情報共有を推進する。

(危機管理部、政策企画部)

- 原子力災害時における緊急時モニタリング体制を国と調整して強化するとともに、関係市町との情報伝達体制を強化することにより、府民への迅速な情報提供を行う。

(危機管理部、府民環境部)

<重要業績指標>

- ・ 京都府防災・防犯情報メール登録者数

約9万人(令和2年度) → 10万人(令和7年度) (危機管理部)

(6) 産業構造／金融

(BCPの推進による京都全体の活力の維持)

【5-1、5-2、5-4、5-6、5-7、6-1、6-2、7-5、8-5】

- BCPの考え方を「京都」全体に適用し、地域社会全体の活力を維持・向上するため、専門家、府内の行政、関係団体、ライフライン機関等による京都BCP推進会議を活用し、地域・業界が連携したオール京都での「京都BCP」の推進を図る。
(危機管理部)
- 地元金融機関による連携型BCPを推進するため、平成27年度に締結した「大規模災害発生時における相互支援協定」に基づく取組を充実させ、金融サービス機能が停止しないよう地元金融機関の連携体制を強化する。
(危機管理部、商工労働観光部)
- 災害時においても食品流通に係る事業を維持又は早期再開させるため、流通関係事業者のBCPや市場間相互応援協定策定を促進するとともに、行政等との連携・協力体制の強化・拡大を推進する。
(農林水産部)
- 企業の防災体制を強化し、事業継続体制を確保するため、企業のBCPの策定を促進することとし、講演会の開催や関西広域連合との連携によりその普及を図る。
(危機管理部、商工労働観光部)
- 企業の防災計画の策定や防災訓練への参加の促進、帰宅困難となった従業員への対策の検討等、企業における防災体制の強化を促進する。
(危機管理部、商工労働観光部)

(地域産業の活力維持)

【2-3、5-1】

- 復興に係る対策本部の設置手順の構築やマニュアルの作成等、ボランティア、NPO等の地域を構成する様々な主体と連携・協働を図りながら、発災後に地域の産業の維持・継続・再建に向けた支援体制を速やかに整備できるよう準備を進める。

(危機管理部、政策企画部)

(観光業や農林水産業の風評被害対策)

【8-6】

- 正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーンの実施、府内産農林水産物の販売促進や放射線物質検査等により、災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制づくりを平時から推進する。

(危機管理部、商工労働観光部、農林水産部)

(交通・物流施設の耐災害性の向上)

【1-3、2-1、5-1、5-2、5-4、5-5、5-7、6-4、6-5、7-1、7-2】

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等や避難路について、橋梁の耐震化や法面防災対策を着実に実施するとともに、国や市町村等と連携を図りながら、市街地等の幹線道路等必要な重点路線を選定し、計画的に無電柱化等を推進していく。

(建設交通部)

- 海の物資輸送ルートの確保により、災害時における人流・物流インフラ機能を維持するため、津波に強い海岸保全施設や港湾施設の整備及び長寿命化対策、漁港（舞鶴、中浜）の耐震・耐津波対策及び機能保全を進める。

(農林水産部、建設交通部)

(ライフライン施設の整備)

【2-6、5-2、6-1、6-2、6-3】

- 企業の経済活動が機能不全に陥らないよう、ライフラインに係る施設の老朽化対策・耐震化・二重化等を進め、平時から適切な維持管理を行うとともに、行政・事業者間で連携して取りまとめた復旧方策の実効と必要に応じた見直しを行う。

(危機管理部、府民環境部、建設交通部)

<重要業績指標>

- ・ 中堅企業のBCP策定率 29.9% (平成27年度) → 50.0% (令和7年度) (危機管理部)
- ・ 長田野工業団地向け配水管路耐震化率 (全8,598m中)
6.4% (令和2年度) → 11.9% (令和7年度) (府民環境部)
- ・ 食の安心・安全についての講演会等による情報提供回数
年9回 (令和元年度) → 年8回 (各年度) (農林水産部)
- ・ 府内産農林水産物の放射性物質検査数 年41検体 (令和元年度) → 維持 (各年度)
(農林水産部)
- ・ 府管理の漁港の耐震・耐津波対策 (BCPその他のソフト対策を含む) 実施
50.0% (令和2年度) → 100.0% (令和7年度) (農林水産部)
- ・ 府管理の漁港 (舞鶴漁港) の個別施設ごとの長寿命化計画の改定
完了 (令和3年度) (農林水産部)
- ・ 府の耐震強化岸壁の延長 260m (令和2年度) → 546m (2020年代半ば) (建設交通部)
- ・ (再掲) 重要下水管渠における地震対策実施率 (公共下水道) (全1,577km中)
32.5% (令和元年度) → 38.0% (令和7年度) (建設交通部)
- ・ (再掲) 重要下水管渠における地震対策実施率 (流域下水道) (全103km中)
61.7% (令和元年度) → 72.0% (令和7年度) (建設交通部)

(7) 農林水産

(農地・農業用施設の防災対策) 【1-4、7-4、7-6】

○ 人的被害を及ぼすおそれのある防災上重要となる農業用ため池 (防災重点農業用ため池) を中心として、老朽化したため池等農業用水利施設の適切な維持管理を行う。また、防災重点農業用ため池に係るハザードマップの作成・公表などのソフト対策を進め、府民の防災意識の向上を図る。

(農林水産部)

○ 農地や農業用施設を保全するための協働活動を推進するとともに、都市農地の防災協力農地への活用拡大など、生産緑地地区を中心とした農地の多面的な活用を推進する。

(農林水産部)

- 所有者不明農地については、関係法令に基づく「不明所有者の見なし同意」制度の活用により、適正な農地の管理を促すとともに、地すべりにより農地等が流亡・埋没するおそれのある地域について、農地等の保全のための地すべり防止対策を実施する。

(農林水産部)

(資材の供給体制の整備)

【5-7】

- 農林水産業者の早期経営再建に向けて必要な資材が安定的に供給されるよう、緊急輸送道路等及び林道等の確保・整備を推進する。

(農林水産部、建設交通部)

(森林の整備・保全)

【1-5、7-6】

- 山地災害を未然に防ぐため、被害発生リスクの高い箇所において治山・森林整備事業等を実施し、万が一災害が発生してもその被害規模が最小限に抑えられるよう、危険木の処理や再造林などによる森林管理を迅速かつ適切に実施する。

(農林水産部)

(漁港の耐震・耐津波対策)

【2-1、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4】

- 漁港（舞鶴、中浜）の耐震・対津波対策及び機能保全等を進める。

(農林水産部)

(府内産農林水産物の風評被害防止)

【8-6】

- 正しい情報の迅速・的確な提供、府内産農林水産物の放射性物質検査等により原子力災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制づくりを平時から推進する。

(危機管理部、農林水産部)

＜重要業績指標＞

- ・ 調査を要する防災重点農業用ため池の調査率（全 593 箇所中）
5.7%（令和元年度）→100%（令和 4 年度）（農林水産部）
- ・ 防災重点農業用ため池に係るハザードマップ作成率（全 594 箇所中）
48.3%（令和元年度）→100%（令和 5 年度）（農林水産部）
- ・ 農と環境を守る地域協働活動（日本型直接支払のうち多面的機能支払）の取組面積（全 16,200ha 中）
93.3%（令和元年度）→ 100.0%（令和 7 年度）（農林水産部）
- ・ 中山間地域等直接支払交付金（日本型直接支払のうち中山間地域等直接支払）の取組面積
（全 5,200ha 中） 99.0%（令和元年度）→ 100.0%（令和 7 年度）（農林水産部）
- ・ 間伐実施面積 年 2,208ha（令和元年度）→ 年 4,000ha（各年度）（農林水産部）
- ・ 山地災害危険地区の整備数
1,666 箇所（平成 30 年度）→ 1,960 箇所（令和 5 年度）（農林水産部）
- ・ （再掲）府管理の漁港の耐震・耐津波対策（BCP その他のソフト対策を含む）実施
50.0%（令和 2 年度）→100.0%（令和 7 年度）（農林水産部）
- ・ （再掲）府管理の漁港（舞鶴漁港）の個別施設ごとの長寿命化計画の改定
完了（令和 3 年度）（農林水産部）
- ・ （再掲）食の安心・安全についての講演会等による情報提供回数
年 9 回（令和元年度）→ 年 8 回（各年度）（農林水産部）
- ・ （再掲）府内産農林水産物の放射性物質検査数
年 41 検体（令和元年度）→ 維持（各年度）（農林水産部）
- ・ （再掲）府管理の緊急輸送道路の整備率（全 657km 中）
89.0%（令和元年度）→ 90.2%（令和 7 年度）（建設交通部）
- ・ （再掲）府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策（全 192 箇所中）
157 箇所（令和元年度）→ 180 箇所（令和 7 年度）（建設交通部）
- ・ （再掲）府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率（路面段差防止対策）（全 258 橋中）
89.5%（令和 2 年度）→ 98.0%（令和 7 年度）（建設交通部）

(8) 交通・物流

(大規模津波等に対する海岸保全施設等の機能保全の推進)

【1-3、2-1、5-1、5-2、5-4、5-5、5-7、6-4、6-5、7-2】

- 津波発生時に緊急避難路及び緊急輸送航路を確保するため、海岸保全施設等の津波防護施設の改良と補強を推進する。

(建設交通部)

(道路等の整備・耐震化)

【1-1、2-1、6-4】

- 基幹道路の拡幅・耐震補強、物資輸送拠点となる港湾の整備、鉄道の駅舎・高架橋の耐震強化や脱線対策等を推進し、道路、港湾、鉄道等の安全性を確保し地震に強い交通ネットワークを整備する。

(建設交通部)

(災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の確保)

【1-4、2-1、2-5、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4】

- 災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、代替道路を確保するとともに、生命線となる道路の整備を着実に進める。また、緊急輸送道路等の重要な道路を守るためにも橋梁の耐震化、無電柱化、法面、冠水、治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害及び停電・節電等対策を着実に推進する。

(建設交通部)

(交通・物流施設の耐災害性の向上)

【1-6、2-1、2-2、2-5、5-1、5-2、5-4、5-5、5-7、6-4、7-1、7-2、7-7】

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等や避難路について、橋梁の耐震化や法面防災対策を着実に実施するとともに、国や市町村等と連携を図りながら、市街地等の幹線道路等必要な重点路線を選定し、計画的に無電柱化等を推進していく。(再掲)

(建設交通部)

- 医療機関と搬送機関の情報共有・連携体制や人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとともに、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する。

(健康福祉部、建設交通部、警察本部)

- 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、山陰近畿自動車道をはじめとした高速道路等や直轄国道の整備促進を図る。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワークの形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める。

(建設交通部)

- 海の物資輸送ルート確保により、災害時における人流・物流インフラ機能を維持するため、津波に強い海岸保全施設や港湾施設の整備及び長寿命化対策、漁港（舞鶴、中浜）の耐震・耐津波対策及び機能保全等を進める。（再掲）

（農林水産部、建設交通部）

- 海上輸送の拠点となる京都舞鶴港の施設整備や耐震化及び老朽化対策を推進するとともに、港湾BCPに基づき、港湾関係者との連携を行いながら、港湾施設における多発同時被災による機能不全や船舶の被災による海上輸送機能の停止に対応できる体制を確保する。

（建設交通部）

- 災害発生時における孤立集落の発生や長期化を防止するため、人や物資等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保されるよう、生命線となる道路の整備を代替路の確保と併せて着実に進めるとともに、重要な道路を守るためにも法面、冠水、治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害及び停電・節電等の対策を推進する。

（建設交通部）

- 豪雪による孤立地域の発生や、家屋倒壊を防ぐため、市町村と協力し効率的な除雪のための仕組みを維持する。

（危機管理部、建設交通部）

- 福井県内の原子力発電所の過酷事故における避難経路を確保するため、国、関係府県、関係市町村等と連携し、必要な重点路線を計画的に整備推進する。

（危機管理部、建設交通部）

（交通基盤、輸送機関の災害対応力の強化）

【5-5、6-4、7-7】

- 交通ネットワークの構築の多重化（災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保）に向けて、山陰近畿自動車道等の高速道路ネットワークや新幹線をはじめとした鉄道ネットワークの整備等を着実に進める。

（建設交通部）

- 福井県内の原子力発電所の過酷事故からの広域避難のため、バス等避難車両及び運転員を国と調整し確保する。

（危機管理部）

<重要業績指標>

- ・府有除雪機械の保有台数 65 台（令和 2 年度）→ 維持（各年度）（建設交通部）
- ・主要鉄道駅の耐震化率 96.6%（平成 31 年）→ 100.0%（令和 7 年）（建設交通部）
- ・信号機電源付加装置の整備数 522 機（令和 2 年度）→ 772 機（令和 7 年度）（警察本部）
- ・（再掲）府管理の漁港の耐震・耐津波対策（BCP その他のソフト対策を含む）
実施 50.0%（令和 2 年度）→ 100.0%（令和 7 年度）（農林水産部）
- ・（再掲）府管理の漁港（舞鶴漁港）の個別施設ごとの長寿命化計画の改定
完了（令和 3 年度）（農林水産部）
- ・（再掲）府の耐震強化岸壁の延長 260m（令和 2 年度）→ 546m（2020 年代半ば）（建設交通部）
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の整備率（全 657km 中）
89.0%（令和元年度）→ 90.2%（令和 7 年度）（建設交通部）
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策（全 192 箇所中）
157 箇所（令和元年度）→ 180 箇所（令和 7 年度）（建設交通部）
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率（路面段差防止対策）（全 258 橋中）
89.5%（令和 2 年度）→ 98.0%（令和 7 年度）（建設交通部）

(9) 国土保全／国土利用

(安心・安全を実現する国土利用)

【1-2、7-1】

- 災害リスクの高い地域について、規制の対象となる建築物等の用途・構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮した上で、土地の利用を適切に制限するとともに、防災拠点として活用される公共施設や要配慮者利用施設等について災害リスクの低い地域への立地を進める。
(危機管理部、健康福祉部、農林水産部、建設交通部)

(総合的な治水対策)

【1-4、4-2、4-3、7-4、7-6、8-3】

- 近年、全国的に気候変動等に伴うこれまで経験したことのない災害が発生しており、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水への転換が必要とされていることから、国、市町村と連携・協働しながら、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による被害を軽減するため、災害からの安全な京都づくり条例（平成 28 年京都府条例第 41 号）に基づき、①河川下水道対策（流す対策）、②雨水貯留浸透対策（貯める対策）、③浸水被害軽減対策（備える対策）による総合的な治水対策を一層推進する。
(危機管理部、農林水産部、建設交通部)

- 河川については河道の掘削や築堤、下水道については雨水貯留施設の整備等のハード対策を着実に推進する。

(建設交通部)

- 公園や校庭等を利用した貯留浸透施設の整備、開発行為に伴う調整池の設置、また、農地や森林が有する雨水の貯留や水源のかん養等の多面的機能を十分に発揮するため、農地や農業用施設を保全するための協働活動を推進する。

(危機管理部、農林水産部、建設交通部)

- 公共建築物への浸水による被害を軽減する機能の具備、排水機場の適切な操作、人的被害を及ぼすおそれのある防災上重要となる農業用ため池(防災重点農業用ため池)を中心とした老朽ため池等農業用水利施設の適切な維持管理を行う。また、防災重点農業用ため池に係るハザードマップや洪水・内水・高潮ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化といったソフト対策を行い、府民の防災意識の向上を図る。

(危機管理部、農林水産部、建設交通部)

(河川、海岸、下水道施設等の整備・耐震化) 【1-4、1-5、7-2、7-4、8-3】

- 淀川水系の宇治川・木津川・桂川、由良川水系及び日本海側の二級河川について、国や市町村と連携し、必要に応じて河川整備計画の変更や新規策定を進めるとともに、整備計画に基づいた施設整備を着実に進めていく。

(建設交通部)

- 河川整備については、洪水を安全に流下させるための河道の掘削・築堤・護岸の工事、放水路、排水機場やダム等の治水対策を進めてきたが、未だ整備途上であるため、近年浸水被害を受けた河川及び国等と連携して整備を進める河川の改修、河川堤防の質的強化及び天井川の切下げ等の対策を重点的に実施し、一層の治水対策の強化を図る。さらに河川堤防や排水機場の耐震化、京都府南部地域に多い天井川の地震対策、高潮の遡上に起因する市街地の浸水を防ぐための治水対策を進める。

(農林水産部、建設交通部)

- 海岸の侵食対策については、冬季風浪等による越波や侵食災害を防止するため、海岸保全施設の整備を計画的に進める。

(建設交通部)

- 下水道施設の雨水対策については、公共下水道の雨水幹線や雨水貯留施設の整備を促進するとともに、桂川右岸流域下水道の「いろは呑龍トンネル」南幹線を早期に供用開始することにより浸水被害の軽減を図る。

また、住宅等に雨水貯留タンク（通称：マイクロ呑龍）を設置して、府民総ぐるみで雨水を「貯める」取組を市町村と連携しながら進めることにより、浸水被害の軽減と防災意識の向上を図る。

（建設交通部）

（海岸、河川の整備等の津波防災対策）

【1-3、5-4、6-5】

- 日本海側で想定されている津波に備えて、国、府、市町や関係機関が連携して、設計津波に対応できる海岸保全施設や河川堤防等の整備・耐震化の推進といったハード施策と津波ハザードマップを活用した警戒避難体制の整備等のソフト施策を組み合わせた津波防災対策を推進する。

（危機管理部、建設交通部）

（洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策）

【1-4、4-2、4-3、7-4】

- 整備率が低調なハザードマップもあることから、各種ハザードマップの作成（情報の随時追加を含む）や更新をはじめとしたソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を実現することにより、府民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る。

（危機管理部、農林水産部、建設交通部）

- 市町村が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる洪水浸水想定区域図は、府管理の全 377 河川のうち 262 河川について作成済み（令和 2 年 10 月）であり、全河川について速やかに作成を進める。

（建設交通部）

- 府管理河川のうち、防災上、重要な河川に水位計を設置するとともに、避難判断の目安となる水位の設定を推進する。さらに、これらの河川において、気象台の雨量予測をもとに 6 時間先までの水位・氾濫区域を予測するシステムを構築し、イントラネットを通して市町村へ予測情報を提供する。市町村は、水位・氾濫区域の予測情報を活かして、早期に避難情報を発令するとともに、自主防災組織におけるタイムラインへの反映など、住民の早期避難を促す取組を推進する。

（建設交通部）

(総合的な土砂災害対策)

【1-5、4-2、4-3、7-4、7-6】

- 砂防えん堤等の防災施設の整備といったハード対策には多くの時間と費用がかかり、速やかに府民の生命や財産を守ることができない状況にあるため、ハード整備の着実な推進に併せて、市町村とも連携しながら、土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、府民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する。

(危機管理部、建設交通部)

(土砂災害に備えたハード整備)

【1-5、7-4、7-6】

- 広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の整備を一層推進する。しかし、未整備箇所が数多く残されていることから、国の施策等を効果的に活用しながら、要配慮者利用施設や避難所等を保全する箇所を優先するなど、緊急性の高いものから着実に重点的に整備を進めていく。

(建設交通部)

(土砂災害警戒区域の指定等)

【1-5、7-4、7-6】

- 京都府の指定・公表状況は、全国的にみて比較的速い状況であるが、府民が、土砂災害の危険性を認識し、避難行動に結びつけるため、速やかに、関係機関と調整し、進めていく。また、おおむね5年ごとに、地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については、土砂災害警戒区域等の見直しを行う。

(建設交通部)

- 山地災害危険地区のうち被害発生リスクの高い箇所を早急に特定し、優先度の高い地区への治山ダムを設置や森林整備等の治山事業を実施する。

(農林水産部)

(緊急避難場所・避難所の整備等)

【7-7】

- 原子力災害時の避難先（府内・府外）において円滑な受け入れが可能となるよう、避難所の運営体制等を避難先関係団体と調整・整備する。

(危機管理部)

(地籍調査の推進)

【6-5、7-6、8-5】

- 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備するため、地籍調査を進める。

(農林水産部)

(インフラ分野におけるデジタルトランスフォーメーションの推進)

【1-4、4-1】

- インフラ分野において3次元データや進化したデジタル技術を活用し、生産性の向上や維持管理の効率化、さらには災害関連情報の予測、収集・集積、伝達の高度化を着実に進める。

(建設交通部)

<重要業績指標>

- ・津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する日本海沿岸市町の割合（全5市町中）
※舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
0%（令和2年度）→ 100.0%（令和7年度）（危機管理部）
- ・下水道による都市浸水対策達成率（全24,799ha中）
75.6%（令和元年度）→ 81.0%（令和7年度）（建設交通部）
- ・府が管理する河川のうち、河川改修事業実施中の河川における浸水想定区域の面積
約4,000ha（令和2年度）→ 約3,500ha（令和7年度）（建設交通部）
- ・府管理河川の河川整備率（時間雨量50mm（概ね1/10規模）に対応できる整備が完成した区間の整備率）（全1,370km）
36.5%（令和元年度）→ 36.7%（令和7年度）（建設交通部）
- ・浸水想定区域図の策定河川数 262河川（令和2年度）→ 377河川（令和4年度）（建設交通部）
- ・土砂災害防止法（平成12年法律第57号）による土砂災害警戒区域等の指定箇所数
16,755箇所（令和元年度）→ 約18,000箇所（令和5年度）（建設交通部）
- ・土砂災害から保全される人家戸数
1.2万戸（令和元年度）→ 約1.26万戸（令和7年度）（建設交通部）
- ・土砂災害から保全される要配慮者利用施設及び避難所の施設数（建設交通部）
要配慮者利用施設 39施設（令和元年度）→ 49施設（令和7年度）
避難所 122施設（令和元年度）→ 130施設（令和7年度）
- ・土石流対策施設等の整備済数 413箇所（令和元年度）→ 430箇所（令和7年度）（建設交通部）
- ・地すべり防止施設の整備済数 22箇所（令和元年度）→ 23箇所（令和7年度）（建設交通部）
- ・急傾斜地崩壊防止施設の整備済数 280箇所（令和元年度）→ 301箇所（令和7年度）
（建設交通部）
- ・（再掲）山地災害危険地区の整備済数
1,666箇所（平成30年度）→ 1,960箇所（令和5年度）（農林水産部）

(10) 中央官庁機能バックアップ等

(皇室の安心・安全)

【3-2】

- 皇室の安心・安全と永続を実現するため、京都御所や京都迎賓館を擁する京都の地に皇室の方々にお住まいいただき、御活動いただくことを検討する。

(政策企画部)

(文化庁の移転)

【3-2】

- 令和4年度中の京都における文化庁の業務開始を実現するため新庁舎の整備等を着実に進める。

(総務部、文化スポーツ部)

(国立京都国際会館、国立国会図書館関西館等の機能強化)

【3-2】

- MICEの開催誘致を強力に推進するため、国立京都国際会館を世界トップレベルの国際会議場施設として整備するとともに、災害発生時には、国会機能や首相官邸機能等国の中核機能を代替するために活用するよう調整を進める。

(知事直轄組織、政策企画部、商工労働観光部)

(北陸新幹線・リニア中央新幹線の整備)

【3-2】

- 大阪までのフル規格による北陸新幹線の早期全線整備を実現し、日本海国土軸の形成を図る。

(建設交通部)

- 首都圏と京都間の多様な交通網を確保するため、リニア中央新幹線の整備を促進する。

(建設交通部)

(外交・儀礼機能のバックアップの充実・強化)

【3-2】

- 外国の大使・公使の接受、国公賓の接遇等の儀礼に京都御所、京都迎賓館等を活用するとともに、災害発生時に首都圏から避難する外国の大使館員等を京都のほか大阪、兵庫が連携して支援する体制の構築を進める。

(知事直轄組織、政策企画部)

(11) 伝統・文化の保全

(文化財の保護・保全)

【7-1、8-4】

- 文化財所有者等による文化財建造物の倒壊防止対策、美術工芸品の転倒防止対策等の防災対策の実施を支援するとともに、市町村と連携し、府内にある国、府及び市町村が指定等した文化財の情報が掲載されている「京都府文化財データベース（京都府文化財総合目録）」を活用した実践的な消防訓練等防災対策を推進する。

(文化スポーツ部、教育委員会)

- 市町村及び文化財所有者等と連携し、復興に当たって、町家の再興、伝統産業の継続、被災文化財の修復、史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区・埋蔵文化財包蔵地の保護・保全等、京都の伝統・文化の保護・承継がなされるよう、平時から体制の構築に努める。

(文化スポーツ部、教育委員会)

(文化財建造物等の耐震化等)

【7-1、8-4】

- 文化財建造物や伝統的建造物群等は社寺や町並みを構成する建物が多く、観光客等不特定多数の者が訪れることが多い建造物であることから、大規模地震時に、これらの者の生命・身体の安全を確保するため、建造物が倒壊・損壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震化及び保存修理を促進する。

(文化スポーツ部、教育委員会)

(文化財の防火対策)

【7-1、8-4】

- 文化財所有者等による自動火災報知設備、消火設備等の防災設備の整備を支援するとともに、市町村と連携し、消防隊が到着するまでの初期消火活動が適切に行われるよう防火講習会等を実施し、文化財レスキュー体制等の構築を推進する。

(文化スポーツ部、教育委員会)

[横断的分野]

(A) リスクコミュニケーション

(災害危険情報の提供) 【1-4、4-2、7-4】

- 府民があらかじめ、地震や洪水、土砂災害等の災害危険情報等を把握し、自ら安全を確保する行動がとれるよう、マルチハザード情報提供システムの周知を図る。

(危機管理部)

(府民に対する教育・訓練) 【1-3、1-4、2-3、7-7】

- 府民等が参加した実践的な訓練を実施し、地域の災害対応体制を強化する。
- 原子力発電所における過酷事故からの迅速な避難に必要な講習会や避難訓練を継続的に行い、避難方法等の普及啓発を行う。

(危機管理部)

(危機管理部)

(地域の「つながり」の強化) 【2-1】

- 救出・救助活動により多くの生命を守るためには、地域における助け合い「互助・共助」が何より重要であることから、平時から様々な地域活動を通じ顔の見える関係づくりに努める。また、被災者の救出・救助や避難所の運営等地域の防災活動に大きな役割を果たす自主防災組織の育成を図るとともに、若年者の参加や隣接地域及び自主防災組織の連携・協力等により活動の活性化を図る。

(危機管理部)

(外国籍府民等への災害時支援等) 【2-4、4-1】

- 多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、携帯メールによる防災情報の発信を行うとともに、市町村等が実施する防災訓練等の取組を支援することにより、災害時の支援体制の構築を図る。また、その実効性を確保するため、外国籍府民や市町村等と協働・連携した事業、多文化共生施策や課題に関する意見交換等を通して、日本語能力が十分でない外国籍府民が安心して不自由なく生活できる環境を整える施策を推進する。

(知事直轄組織、危機管理部)

<重要業績指標>

- ・（再掲）津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する日本海沿岸市町の割合
（全5市町中）※舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
0%（令和2年度）→ 100.0%（令和7年度）（危機管理部）
- ・（再掲）原子力総合防災訓練等の開催数 1回（各年度）（危機管理部）

(B) 人材育成

(地域防災の担い手育成)

【2-3、2-5、2-6、8-4】

- 京都府全体の防災力を向上するため、防災の担い手として活動する人材を育成し、多様な機会を通して府民に正しい防災知識の普及を図る。
(危機管理部)
- 将来を担う児童・生徒等を対象とした防災教育を積極的に実施する。
(教育委員会)
- 災害時に各地から集まるNPOやボランティアの受入れ、適材適所への配置や、被災者のニーズに対する対応等に的確に対処できるスタッフを専門分野ごとに重層的に養成する。
(危機管理部)
- 高齢者や障害者等の要配慮者の避難体制を確保するため、避難行動要支援者名簿等を活用し関係者間での情報共有を進めるとともに、適切な支援を行える福祉避難サポートリーダーや福祉専門職からなるDWA Tの養成を進める。（再掲）
(健康福祉部)
- 災害拠点病院の機能の充実を図るとともに、DMA Tの養成を進め、災害拠点病院や災害医療コーディネーターと連携した研修会・訓練を実施する。
(危機管理部、健康福祉部)

(消防団の活動支援)

【2-3、8-4】

- 消防学校による消防団員の教育訓練や大学生の取組支援、消防団員OBの活用等、消防団が活発に活動する地域づくりを市町村と連携して進めるとともに、実践的な訓練を取り入れ、救助等専門チームを設置するなど、消防団の機能強化を図る。
(危機管理部)

<重要業績指標>

- ・ 自主防災リーダーの養成数 600 人（令和元年度） → 2,811 人（令和7年度） （危機管理部）
- ・ 消防団員の充足率（全 19,746 人中）
89.3%（令和2年度） → 100.0%（令和7年度） （危機管理部）
- ・ 地域の消防等の行政機関との間で共同訓練等を実施している府立学校の割合
14.7%（平成30年度） → 100.0%（令和7年度） （教育委員会）
- ・ （再掲）福祉避難サポートリーダーの養成数
延べ 1,598 人（令和元年度） → 2,100 人（令和7年度） （健康福祉部）
- ・ （再掲）DMA Tの養成数 59 チーム（令和元年度） → 64 チーム（令和7年度） （健康福祉部）
- ・ （再掲）DWA Tの養成数 延べ 155 人（令和2年度） → 180 人（令和7年度） （健康福祉部）

(C) 官民連携

(自主防災組織の活動促進) 【2-3、8-4】

- 自主防災組織及び地域防災活動に取り組む自治会等が行う、消防団等と連携した危険箇所の把握、有用情報の調査、地域の防災マップ、水害等避難行動タイムライン、地区防災計画の素案の策定や防災訓練等を促進するとともに、市町村と連携して自主防災リーダーの養成を進める。

(危機管理部)

(NPO・ボランティアとの連携強化) 【2-3】

- 災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、全市町村で災害ボランティアセンターを常設化するなどその機能向上を図る。

(危機管理部、健康福祉部)

(迅速な応急復旧等に向けた応援協力体制の確保等)

【2-1、2-2、6-4、8-2、8-5】

- がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルート of 早期確保や河川の応急復旧等に対応するため、地域の建設業団体等との応援協力体制を継続的に確保するとともに、これらの業務を担う地域の建設業者等の育成・確保を図る。

(建設交通部)

<重要業績指標>

- ・ 自主防災組織の組織率（全 1, 214, 665 世帯中）
90. 6%（令和元年度）→ 100. 0%（令和 7 年度）（危機管理部）

(D) 老朽化対策

(安心・安全に係る社会資本の適正な維持・更新)

【1-1、1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、2-5、5-1、5-2、5-4、5-5、5-7、6-4、6-5、7-4】

- 府民生活や経済の基盤となる社会インフラの老朽化が進む中、府が保有する公共建築物及びインフラについて、日常の適切な維持管理や老朽化対策に併せて、大規模自然災害発生時にもその機能を十分に発揮できるよう、耐震性の維持・向上等にも配慮した公共施設等総合管理計画（京都府公共施設等管理方針）及び個別施設計画に基づき、計画的かつ戦略的な施設管理をより一層推進する。

（総務部、府民環境部、農林水産部、建設交通部）

- 一般財団法人京都技術サポートセンターを活用し、市町村管理施設を含めたアセットマネジメントによる効率的・効果的な施設管理を推進するとともに、今後急増するインフラ補修に対応するため、大学等教育機関とも連携し、府内企業の技術力強化を図る。

（建設交通部）

- 府民が安心して公共施設等を利用できるよう、特に危険性が高い箇所等について修繕等の適切な対応を行うとともに、建物本来の寿命である構造躯体の耐用年数まで安全に使用することができるようにメンテナンスサイクルを確立し、施設の安心・安全を持続的に確保する。

（総務部、施設所管部局）

<重要業績指標>

- ・ 京都府公共施設等管理方針の改定 完了（令和 3 年度）（総務部）

第5章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画は、概ね10年後のあるべき姿を見据えつつ、今後の社会情勢や施策の進捗状況、目標の達成状況を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを実施する。

また、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を部局横断的に構築してPDC Aサイクルを実践し、毎年度、重要業績指標の進捗状況を公表した上で、施策プログラムを適切に見直していく。

本計画の推進にあたっては、過去の災害や他府県の事例、地域の産業構造や人口動態等、様々な情報を踏まえ、国、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等の多様な主体と連携・協働していく。

2 施策の重点化

限られた資源を活用して効率的・効果的に国土強靱化を推進するため、効果の大きさや緊急度等の観点から優先度の高い施策を重点的に進めていく必要がある。そこで、府が担う役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、45の「起きてはならない最悪の事態」の中から地方自治体として特に回避すべき16の事態を以下のおり選定した。

この特に回避すべき事態に係る施策は、その重要性に鑑み、重点的に推進していくものとする。

事前に備えるべき目標	特に回避すべき起きてはならない最悪の事態	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

事前に備えるべき目標	特に回避すべき起きてはならない最悪の事態	
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-3	府・市町村の職員・施設等の被災・感染症のまん延による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-5	基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-2	府営水道及び工業用水道の長期間にわたる供給停止
	6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による京都府経済への甚大な影響

(別紙) 施策分野別事業一覧

【個別施策分野】

(1) 行政機能／警察・消防等

警察機能の維持対策の推進

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
信号機電源付加装置 I	警察庁	警察本部	警察庁	自起動式発動発電機
京都府警察本部別館整備事業	警察本部	警察本部	警察庁	除却
京都府元堀川警察署整備事業	警察本部	警察本部	警察庁	除却
京都府宇治警察署整備事業	警察本部	警察本部	警察庁	
京都府舞鶴警察署整備事業	警察本部	警察本部	警察庁	
京都府南丹警察署整備事業	警察本部	警察本部	警察庁	
京都府左京警察署整備事業	警察本部	警察本部	警察庁	
京都府伏見警察署整備事業	警察本部	警察本部	警察庁	
待機宿舎整備事業	警察本部	警察本部	警察庁	

原子力災害対策の推進

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
放射線モニタリング強化事業	京都府	府民環境部	原子力規制庁	
原子力防災対策事業	京都府	危機管理部	内閣府 (原子力)	

※ その他、防災拠点施設等の耐震化・機能維持、災害対策本部の運営強化をはじめとする初動体制の強化、関係機関との連携強化、救助・救出活動の能力向上、効率的な物資の調達・提供等に資する事業

(2) 住宅・都市／環境

住宅の耐震化

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	

多数の者が利用する建築物等の耐震化

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	再掲
鉄道施設耐震強化事業	鉄道事業者	建設交通部	国土交通省	

学校施設の耐震化等施設整備

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
新設特別支援学校（井手地区建設工事）	京都府	教育庁	文部科学省	
京都府立向日が丘支援学校校舎等改築事業	京都府	教育庁	文部科学省	
京都府立学校等大規模改造事業	京都府	教育庁	文部科学省	
公立小中学校校舎等大規模改造等事業	市町村	教育庁	文部科学省	

地震や火災に強いまちづくり等の推進

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	再掲
京都府宅地耐震化推進事業	京都府	建設交通部	国土交通省	

下水道施設の耐震化等

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
桂川右岸流域下水道（洛西浄化センター）	京都府	建設交通部	国土交通省	
木津川流域下水道（洛南浄化センター）	京都府	建設交通部	国土交通省	
木津川上流流域下水道（木津川上流浄化センター）	京都府	建設交通部	国土交通省	
宮津湾流域下水道（宮津湾浄化センター）	京都府	建設交通部	国土交通省	

府営水道施設の耐震化

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
生活基盤施設耐震化等交付金	京都府	府民環境部	厚生労働省	

緊急輸送道路等の確保・整備

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
新名神高速道路（宇治田原町～八幡市）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	
舞鶴若狭自動車道 4車線化（舞鶴市～福井県）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	
京奈和自動車道（木津川市～奈良県）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	
京都縦貫自動車道 4車線化（京丹波町～南丹市）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	
山陰近畿自動車道 大宮峰山道路・大宮峰山IC以西（京丹後市～兵庫県）	国土交通省・府	建設交通部	国土交通省	
国道9号 若宮橋・園部本町地区・付加車線整備・福知山道路・夜久野改良等（京都市～福知山市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
国道24号 寺田拡幅・城陽井手木津川バイパス（城陽市～木津川市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
国道27号 平林戸奈瀬地区・西舞鶴道路等（綾部市～舞鶴市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
国道163号 精華拡幅（精華町）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
国道163号 銭司～木屋工区・有市工区（木津川市～笠置町）	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道175号等 由良川改修関連道路整備（綾部市～舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道178号 日置～養老工区・カマヤ工区・上野平バイパス・木津道路（宮津市～京丹後市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道307号 甘南備台・山城大橋・市辺拡幅・都市計画道路宇治田原山手線等（京田辺市～宇治田原町）	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道312号 大宮峰山ICアクセス道路・野中バイパス（京丹後市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道423号 法貴バイパス（亀岡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道429号 榎峠バイパス・新庄（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道477号 西田大藪道路（南丹市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
小浜綾部線・田井中田線等 原発避難路整備（綾部市、舞鶴市等）	京都府	危機管理部 建設交通部	経済産業省	
宮津養父線 岩屋工区（与謝野町）	京都府	建設交通部	国土交通省	
綾部宮島線 肱谷バイパス（南丹市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
宇治淀線（宇治市～京都市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
八幡木津線・都市計画道路山手幹線（八幡市～木津川市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
都市計画道路八幡田辺線 下奈良工区（八幡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
京丹波三和線 下山～質美工区（京丹波町）	京都府	建設交通部	国土交通省	
小倉西舞鶴線 白鳥トンネル・倉谷工区（舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
天理加茂木津線 大野バイパス（木津川市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
網野岩滝線 外村バイパス（京丹後市）	京都府	建設交通部	防衛省	
市島和知線 台頭（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
宇治木屋線 犬打峠（宇治田原町～和東町）	京都府	建設交通部	国土交通省	
志高西舞鶴線 城屋～野村寺（舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
西京高槻線・都市計画道路御陵山崎線（向日市～大山崎町）	京都府	建設交通部	国土交通省	
枚方山城線（木津川市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
宮前千歳線 北ノ庄（亀岡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
向島宇治線（宇治市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
山城総合運動公園城陽線 城陽橋・富野（城陽市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
八幡京田辺インター線・都市計画道路内里高野道線（八幡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
上狛城陽線（木津川市～城陽市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
和束井手線（井手町）	京都府	建設交通部	国土交通省	
都市計画道路並河亀岡停車場線 大井町工区（亀岡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
東掛小林線 東別院町工区（亀岡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
広野綾部線（綾部市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
掛津峰山線 丹波バイパス（京丹後市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
小坂青垣線 井田（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
京都のみち2040・京都府無電柱化推進計画等に記載の道路整備事業、緊急輸送道路の防災対策	京都府	建設交通部	国土交通省	
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	再掲
鉄道施設耐震強化事業	鉄道事業者	建設交通部	国土交通省	再掲

帰宅困難者の安全確保

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	再掲
鉄道駅舎バリアフリー化整備事業	鉄道事業者	建設交通部	国土交通省	

災害廃棄物処理

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
災害等廃棄物処理事業・廃棄物処理施設の災害復旧	市町村	府民環境部	環境省	
海岸漂着物等地域対策推進事業	府・市町村	府民環境部	環境省	

自然公園等の施設の復旧・長寿命化対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
自然環境整備交付金	府・市町村	府民環境部	環境省	
環境保全施設整備交付金	府・市町村	府民環境部	環境省	

※ その他、危険度判定の早期実施、室内の安全確保、火災発生防止、ライフライン施設の応急復旧体制の構築、被災者の生活及び住居の確保・再建、観光客の安全確保等に資する事業

(3) 保健医療・福祉

医療・福祉施設の耐震化等

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
地方改善施設整備費補助金	府・市町村	府民環境部	厚生労働省	
社会福祉施設等施設整備補助金	京都府	健康福祉部	厚生労働省	
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	府・市町村	健康福祉部	厚生労働省	
次世代育成次世代育成支援対策施設整備補助金	京都府	健康福祉部	厚生労働省	
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	再掲

※ その他、災害時の医療・救護体制の整備、災害看護ボランティアの能力向上、感染症のまん延防止、要配慮者支援等に資する事業

(4) エネルギー

再生可能エネルギー等を活用したエネルギーの安定確保、ガスパイプラインの整備等に資する事業

(5) 情報通信

災害危険情報の収集・伝達体制の確立

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
放射線モニタリング強化事業	京都府	府民環境部	原子力規制庁	再掲

※ その他、迅速・的確な災害情報の把握と府民への情報提供等に資する事業

(6) 産業構造／金融

交通・物流施設の耐災害性の向上

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
鉄道施設耐震強化事業	鉄道事業者	建設交通部	国土交通省	再掲
京都舞鶴港（国際ふ頭）	国土交通省・府	建設交通部	国土交通省	
京都舞鶴港（前島ふ頭）	国土交通省・府	建設交通部	国土交通省	
臨港道路和田下福井線（舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
臨港道路上安久線（舞鶴市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
宮津港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
久美浜港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
水産基盤整備事業	京都府	農林水産部	水産庁	

ライフライン施設の整備

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
長田野工業用水道施設更新・耐震化事業	京都府	府民環境部	経済産業省	

※ その他、BCPの推進、地域産業の活力維持、観光業等への風評被害防止等に資する事業

(7) 農林水産

農地・農業用施設の防災対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
農業水路等長寿命化・防災減災事業	長寿命化、防災減災計画の策定者	農林水産部	農林水産省	
農村地域防災減災事業	府・市町村・土地改良区	農林水産部	農林水産省	

森林の整備・保全

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
森林環境保全整備事業	森林経営計画の作成者等	農林水産部	農林水産省 林野庁	府内一円
林業・木材産業成長産業化促進対策事業	選定経営体等	農林水産部	農林水産省 林野庁	府内一円
治山事業	京都府	農林水産部	林野庁	
農山漁村地域整備交付金	京都府	農林水産部	農林水産省	
地方創生整備推進交付金	府・市町村	農林水産部	内閣府	

漁港の耐震・耐津波対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
水産基盤整備事業	京都府	農林水産部	水産庁	再掲

※ その他、資材の安定供給、府内産農林水産物への風評被害防止等に資する事業

(8) 交通・物流

大規模津波等に対する海岸保全施設等の機能保全の推進

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
宮津港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
久美浜港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲

道路等の整備・耐震化
 災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の確保
 交通・物流施設の耐災害性の向上
 交通基盤、輸送機関の災害対応力の強化

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
新名神高速道路（宇治田原町～八幡市）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	再掲
舞鶴若狭自動車道 4車線化（舞鶴市～福井県）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	再掲
京奈和自動車道（木津川市～奈良県）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	再掲
京都縦貫自動車道 4車線化（京丹波町～南丹市）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	再掲
山陰近畿自動車道 大宮峰山道路・大宮峰山IC以西（京丹後市～兵庫県）	国土交通省・府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道9号 若宮橋・園部本町地区・付加車線整備・福知山道路・夜久野改良等（京都市～福知山市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	再掲
国道24号 寺田拡幅・城陽井手木津川バイパス（城陽市～木津川市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	再掲
国道27号 平林戸奈瀬地区・西舞鶴道路等（綾部市～舞鶴市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	再掲
国道163号 精華拡幅（精華町）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	再掲
国道163号 銭司～木屋工区・有市工区（木津川市～笠置町）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道175号等 由良川改修関連道路整備（綾部市～舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道178号 日置～養老工区・カマヤ工区・上野平バイパス・木津道路（宮津市～京丹後市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道307号 甘南備台・山城大橋・市辺拡幅・都市計画道路宇治田原山手線等（京田辺市～宇治田原町）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道312号 大宮峰山ICアクセス道路・野中バイパス（京丹後市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道423号 法貴バイパス（亀岡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道429号 榎峠バイパス・新庄（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道477号 西田大藪道路（南丹市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
小浜綾部線・田井中田線等 原発避難路整備（綾部市、舞鶴市等）	京都府	危機管理部 建設交通部	経済産業省	再掲
宮津養父線 岩屋工区（与謝野町）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
綾部宮島線 肱谷バイパス（南丹市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
宇治淀線（宇治市～京都市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
八幡木津線・都市計画道路山手幹線（八幡市～木津川市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
都市計画道路八幡田辺線 下奈良工区（八幡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
京丹波三和線 下山～質美工区（京丹波町）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
小倉西舞鶴線 白鳥トンネル・倉谷工区（舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
天理加茂木津線 大野バイパス（木津川市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
網野岩滝線 外村バイパス（京丹後市）	京都府	建設交通部	防衛省	再掲
市島和知線 台頭（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
宇治木屋線 犬打峠（宇治田原町～和束町）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
志高西舞鶴線 城屋～野村寺（舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
西京高槻線・都市計画道路御陵山崎線（向日市～大山崎町）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
枚方山城線（木津川市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
宮前千歳線 北ノ庄（亀岡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
向島宇治線（宇治市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
山城総合運動公園城陽線 城陽橋・富野（城陽市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
八幡京田辺インター線・都市計画道路内里高野道線（八幡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
上狛城陽線（木津川市～城陽市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
和束井手線（井手町）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
都市計画道路並河亀岡停車場線 大井町工区（亀岡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
東掛小林線 東別院町工区（亀岡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
広野綾部線（綾部市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
掛津峰山線 丹波バイパス（京丹後市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
小坂青垣線 井田（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
京都のみち2040・京都府無電柱化推進計画等に記載の道路整備事業、緊急輸送道路の防災対策	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
京都舞鶴港（国際ふ頭）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
京都舞鶴港（前島ふ頭）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
臨港道路和田下福井線（舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
臨港道路上安久線（舞鶴市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	再掲
宮津港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
久美浜港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
鉄道施設耐震強化事業	鉄道事業者	建設交通部	国土交通省	再掲
信号機電源付加装置Ⅰ	警察庁	警察本部	警察庁	自起動式発動発電機、再掲
水産基盤整備事業	京都府	農林水産部	水産庁	再掲

※ その他、緊急輸送体制の確保、広域避難のための避難車両及び運転員の確保等に資する事業

(9) 国土保全／国土利用

総合的な治水対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
由良川	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
桂川	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
宇治川	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
天ヶ瀬ダム再開発	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
木津川	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
鴨川	京都府	建設交通部	国土交通省	
四宮川	京都府	建設交通部	国土交通省	
古川（井川、名木川）	京都府	建設交通部	国土交通省	
弥陀次郎川	京都府	建設交通部	国土交通省	
戦川（新田川）	京都府	建設交通部	国土交通省	
堂の川	京都府	建設交通部	国土交通省	
大谷川	京都府	建設交通部	国土交通省	
防賀川	京都府	建設交通部	国土交通省	
馬坂川	京都府	建設交通部	国土交通省	
煤谷川	京都府	建設交通部	国土交通省	
大井手川	京都府	建設交通部	国土交通省	

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
赤田川	京都府	建設交通部	国土交通省	
桂川	京都府	建設交通部	国土交通省	
雑水川	京都府	建設交通部	国土交通省	
千々川	京都府	建設交通部	国土交通省	
東所川	京都府	建設交通部	国土交通省	
犬飼川	京都府	建設交通部	国土交通省	
七谷川	京都府	建設交通部	国土交通省	
園部川	京都府	建設交通部	国土交通省	
天神川	京都府	建設交通部	国土交通省	
陣田川	京都府	建設交通部	国土交通省	
法貴谷川	京都府	建設交通部	国土交通省	
高屋川	京都府	建設交通部	国土交通省	
伊佐津川（米田川）	京都府	建設交通部	国土交通省	
高野川	京都府	建設交通部	国土交通省	
宮川	京都府	建設交通部	国土交通省	
相長川	京都府	建設交通部	国土交通省	
大谷川（由良）	京都府	建設交通部	国土交通省	
牧川	京都府	建設交通部	国土交通省	
弘法川	京都府	建設交通部	国土交通省	
法川	京都府	建設交通部	国土交通省	
和久川	京都府	建設交通部	国土交通省	
大砂利川	京都府	建設交通部	国土交通省	
蓼原川	京都府	建設交通部	国土交通省	
福田川（新庄川）	京都府	建設交通部	国土交通省	
野田川（加悦奥川）	京都府	建設交通部	国土交通省	
竹野川（鳥取川、小西川）	京都府	建設交通部	国土交通省	
川上谷川（永留川）	京都府	建設交通部	国土交通省	

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
佐濃谷川	京都府	建設交通部	国土交通省	
情報基盤整備事業（河川防災情報システム）	京都府	建設交通部	国土交通省	
情報基盤整備事業（水位計設置等）	京都府	建設交通部	国土交通省	
桂川右岸流域下水道（いろは呑龍トンネル）	京都府	建設交通部	国土交通省	
農村地域防災減災事業	府・市町村・土地改良区	農林水産部	農林水産省	再掲

河川、海岸、下水道施設等の整備・耐震化

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
宮津港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
久美浜港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
桂川右岸流域下水道（いろは呑龍トンネル）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲

海岸、河川の整備等の津波防災対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
宮津港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
久美浜港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
神崎海岸高潮対策事業	京都府	建設交通部	国土交通省	

洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
農業水路等長寿命化・防災減災事業	市町村	農林水産部	農林水産省	再掲
情報基盤整備事業（水位氾濫予測システム）	京都府	建設交通部	国土交通省	
効果促進事業（浸水想定区域図作成等）	京都府	建設交通部	国土交通省	
効果促進事業（ハザードマップ作成等）	市町村	建設交通部	国土交通省	

総合的な土砂災害対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
事業間連携砂防等事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
通常砂防事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
地すべり対策事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
急傾斜地崩壊対策事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
農業水路等長寿命化・防災減災事業	市町村	農林水産部	農林水産省	再掲

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
情報基盤整備事業（水位氾濫予測システム）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
効果促進事業（浸水想定区域図作成等）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
効果促進事業（ハザードマップ作成等）	市町村	建設交通部	国土交通省	再掲

土砂災害に備えたハード整備

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
事業間連携砂防等事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
通常砂防事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
地すべり対策事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
急傾斜地崩壊対策事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲

土砂災害警戒区域の指定等

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
総合流域防災事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
治山事業	京都府	農林水産部	林野庁	再掲
農山漁村地域整備交付金	京都府	農林水産部	農林水産省	再掲
地方創生整備推進交付金	府・市町村	農林水産部	内閣府	再掲

自然公園等の施設の復旧・長寿命化対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
自然環境整備交付金	府・市町村	府民環境部	環境省	再掲
環境保全施設整備交付金	府・市町村	府民環境部	環境省	再掲

地籍調査の推進

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
地籍調査事業	市町村	農林水産部	国土交通省	

※ その他、安心・安全を実現する国土利用、緊急避難場所・避難所の整備等に資する事業

(10) 首都機能バックアップ等

皇室の安心・安全の確保、文化庁移転、国立京都国際会館等の機能強化、北陸新幹線・リニア中央新幹線の整備、外交・儀礼機能のバックアップの充実・強化に資する事業

(11) 伝統・文化の保全

文化財建造物等の耐震化

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
国宝重要文化財等保存・活用事業	所有者等	教育庁	文部科学省	

文化財の防火対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
国宝重要文化財等防災施設整備事業	所有者等	教育庁	文部科学省	

※ その他、文化財の保護・保全に資する事業

【横断的分野】

(A) リスクコミュニケーション

府民に対する情報提供、教育及び訓練の実施、自主防災組織の育成、外国籍府民への災害時支援等に資する事業

(B) 人材育成

消防団の活動支援

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
わがまちの消防団強化・応援事業	京都府	危機管理部	総務省消防庁	

※ その他、地域防災の担い手育成等に資する事業

(C) 官民連携

自主防災組織の活動促進、NPO・ボランティアとの連携強化、迅速な応急復旧に向けた応援協力体制の確保等に資する事業

(D) 老朽化対策

安心・安全に係る社会資本の適正な維持・更新

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
国道173号 新綾部大橋（綾部市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
綾部大江宮津線 大雲橋（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
枚方山城線 開橋（木津川市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
綾部インター線 白瀬橋（綾部市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
郷ノ口余部線 宇津根橋（亀岡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
その他各種個別施設計画に基づく点検、補修、更新等事業	京都府	建設交通部	国土交通省	

※ その他、アセットマネジメントによる効率的・効果的な施設管理、府内企業の技術力強化等に資する事業